

インドネシア投資環境資料

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査本部

2024年6月

ともに挑む。ともに実る。



I.基礎情報

【I-1】	アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】	基礎データ・概況	P.4
【I-3】	経済構造	P.5
【I-4】	社会・経済・産業の特徴	P.11
【I-5】	経済情勢	P.13
【I-6】	政治情勢	P.14
【I-7】	直接投資動向	P.16
【I-8】	投資先としてのポテンシャル総括	P.19

II.投資関連情報

【II-1】	労働関連情報	P.21
【II-2】	主要工業団地	P.24
【II-3】	会計・税務関連情報	P.27
【II-4】	物流関連情報	P.29
【II-5】	金融関連情報	P.33

III.拠点設立

【III-1】	進出形態	P.35
【III-2】	拠点設立フロー	P.38
【III-3】	現地費用	P.39
【III-4】	口座開設	P.40
【III-5】	撤退	P.41

IV.各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】	外資規制	P.44
【IV-2】	投資誘致	P.47
【IV-3】	会社法関連	P.52
【IV-4】	為替管理制度	P.54
【IV-5】	貿易制度	P.57
【IV-6】	資金調達	P.58
【IV-7】	不動産関連規制	P.59
【IV-8】	近時トピックス	P.60

V.その他

【V-1】	みずほ銀行インドネシア関連拠点のご案内	P.68
【V-2】	業務提携	P.69

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

国・地域名	中国	日本	インド	韓国	インドネシア	タイ
人口(百万人)	1,411.4	124.6	1,428.6	51.6	277.4	70.2
名目GDP(億米ドル)	176,620	42,129	35,721	17,128	13,712	5,149
実質GDP成長率(前年比)	5.2	1.9	7.8	1.4	5.0	1.9
一人あたりGDP(米ドル)	12,514	33,806	2,500	33,192	4,942	7,337
2024年GDP成長率見込み	4.6	0.9	6.8	2.3	5.0	2.7
信用格付(S&P) as of Mar 2024	A+	A+	BBB-	AA	BBB	BBB+
国・地域名	シンガポール	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	カンボジア
人口(百万人)	5.9	112.9	100.3	33.1	54.2	17.0
名目GDP(億米ドル)	5,014	4,366	4,337	4,156	645	419
実質GDP成長率(前年比)	1.1	5.6	5.0	3.7	2.5	5.0
一人あたりGDP(米ドル)	84,734	3,868	4,324	12,570	1,190	2,460
2024年GDP成長率見込み	2.1	6.2	5.8	4.4	1.5	6.0
信用格付(S&P) as of Mar 2024	AAA	BBB+	BB+	A-	n.a.	n.a.

(注) 1. ※数値は2023年ベース／2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値（2024年4月公表ベース）
2. S&P格付定義： A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化の影響をやや受けやすい
BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い
BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。
3. S&P格付けについては2024年3月31日時点



インドネシア基礎データ

【人口】	2億7,740万人(2023年)
【面積】	約189万Km ² (日本の約5倍)
【首都】	ジャカルタ
【言語】	インドネシア語
【民族】	大半がマレー系
【宗教】	イスラム教(87.2%)、キリスト教(9.8%)、ヒンドゥー教(1.6%)
【通貨】	ルピア(IDR)
【政治】	共和制(大統領制)、国家元首：ジョコ・ウィドド大統領
【GDP】	名目：14,174億米ドル、一人あたり：5,109米ドル(2023年)
【実質GDP成長率】	5.0%(2023年)
【主要産業】	製造業(輸送機器・飲食品)、農業(パーム油・ゴム・米等)、 鉱業(LNG・石炭・ニッケル等)、商業、ホテル、飲食業

インドネシア概況

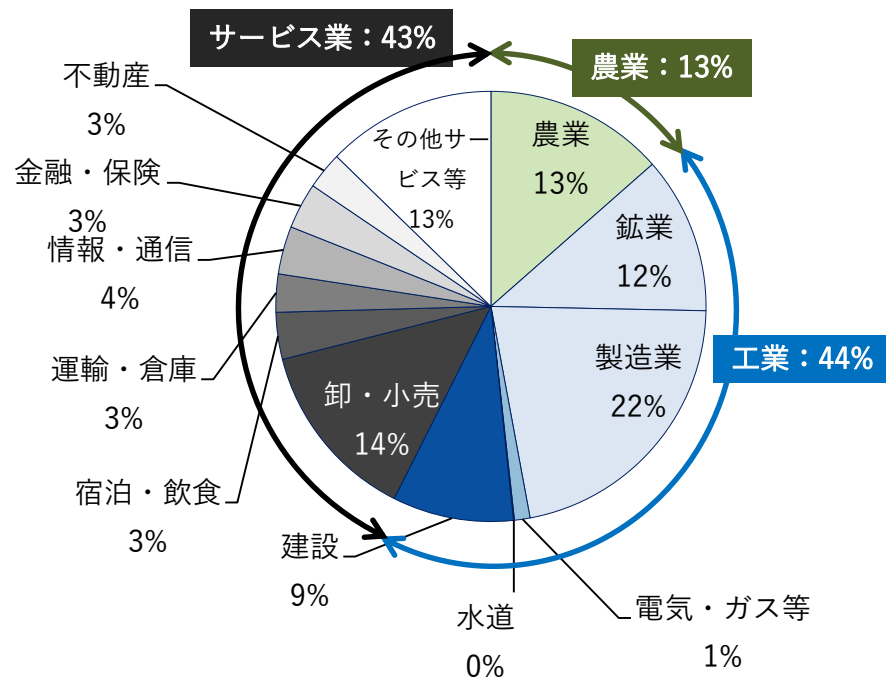
- ✓ インドネシア共和国は13,466の島から成る世界最大の島国。世界第4位の人口、世界最大のイスラム教徒を抱え、それぞれの地域が独自の文化を持つ為、国家としてのまとまりを保つことが課題の一つ
- ✓ 1945年の独立後、同国の豊富な資源に支えられ、好調な経済を築く
- ✓ 1983年以降、外資を利用しながら輸出指向型経済を形成し、持続的な経済成長を継続。1997年のアジア通貨危機では経済危機に陥るも、IMFの支援のもと経済は回復、近年は旺盛な国内消費を反映し堅調に推移
- ✓ 2020年は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、通貨危機以来の景気後退局面となったが、2022年からは5.0%台の実質GDP成長率に回復

(出所)外務省、JETRO、IMFより、みずほリサーチ&テクノロジーズ、みずほ銀行国際戦略情報部作成

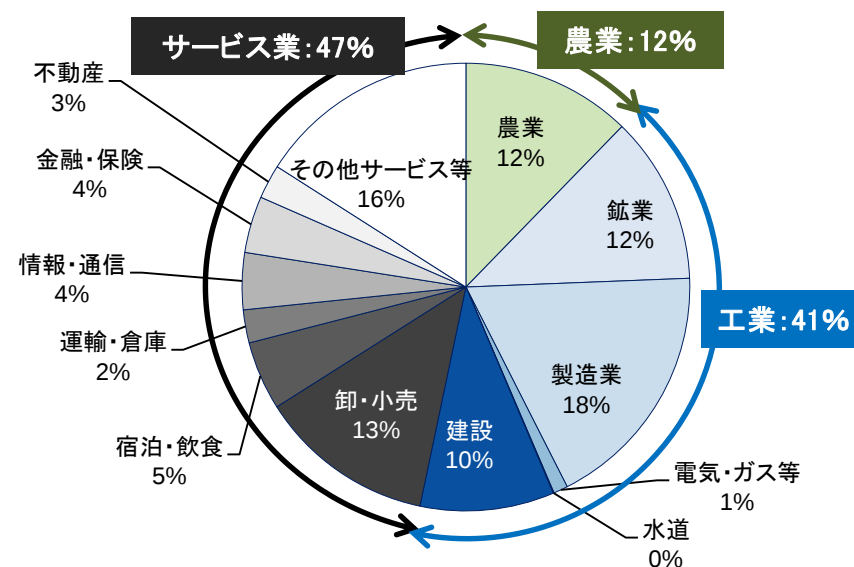
- インドネシアの産業別GDP構成比は、農業分野がパーム油等の安定的な生産により、12%前後で推移。製造業は1990年代頃までは高い成長率を見せていたものの、人件費高騰や技術革新の遅れにより近年は成長が停滞し、シェアは低下傾向
- 近年は工業分野に代わりサービス業のシェアが大きく上昇しており、情報通信や教育、公共サービスなど所得水準の向上による更なるシェア拡大が見込まれる

産業別GDP構成比(2011年と2022年の比較)

2011年



2022年

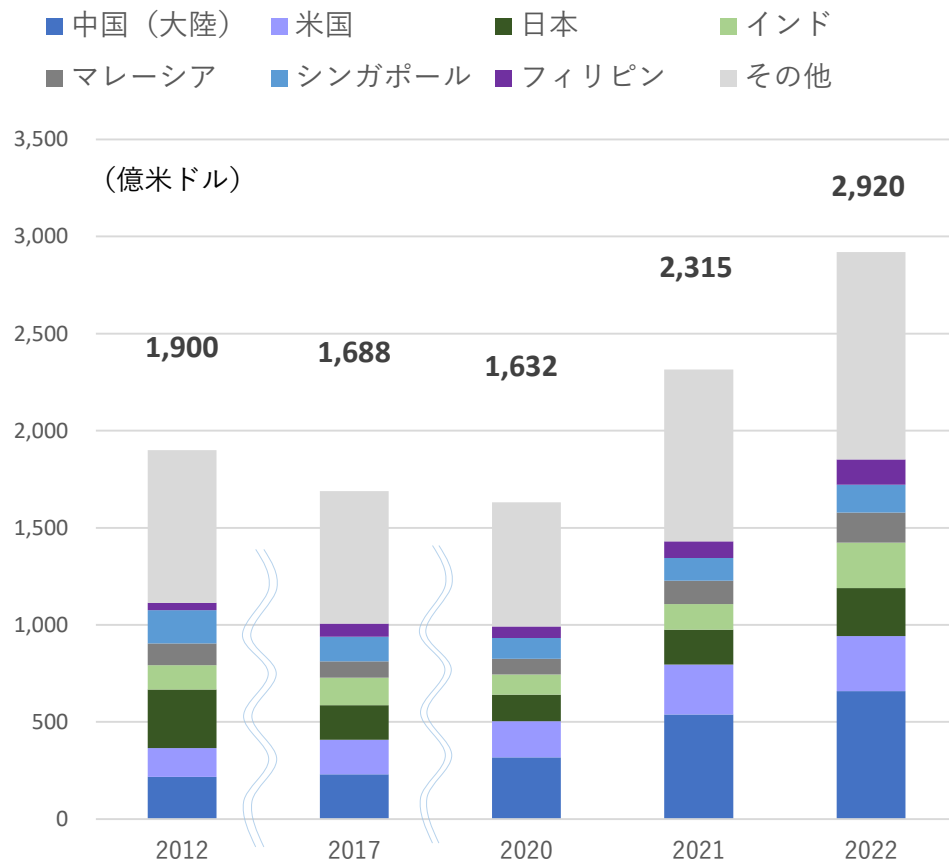


(出所)ADB Key Indicatorsより、みずほサーチ＆テクノロジーズ作成

© 2024 Mizuho Bank, Ltd. | 5

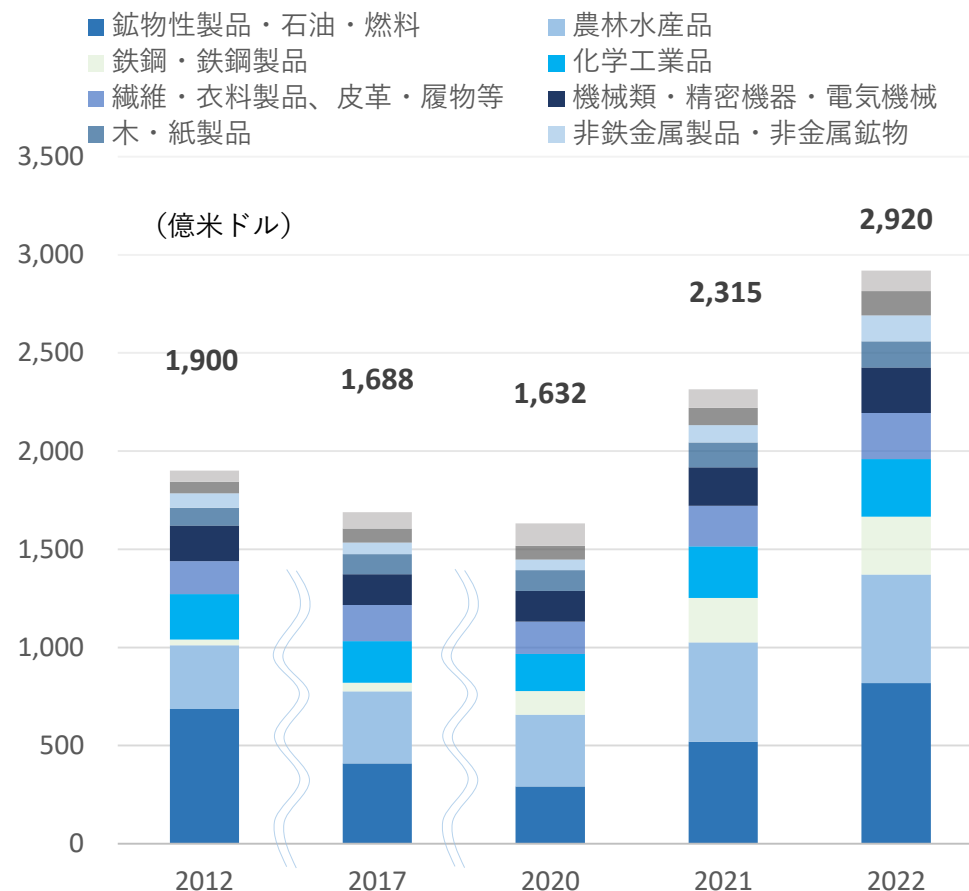
- 資源価格高騰の恩恵を受けて近年は輸出総額が大幅に増加し、2022年に2,920億米ドルで前年比26%増。輸出先国は、中米日が全体の4割前後を占める
- 豊富な資源国であり、鉱業製品（石炭、天然ガス、原油、鉱石等）の輸出が全体の約30%を占めている

国別輸出額の推移



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む
品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

品目分類別輸出額の推移



- ほとんどの品目において中国への輸出が最も多く、輸送機器（含む自動車）については、ASEANにおける生産拠点ハブとしてフィリピンをはじめ、隣国に輸出している

輸出額の内訳（国・地域別×品目分類別）

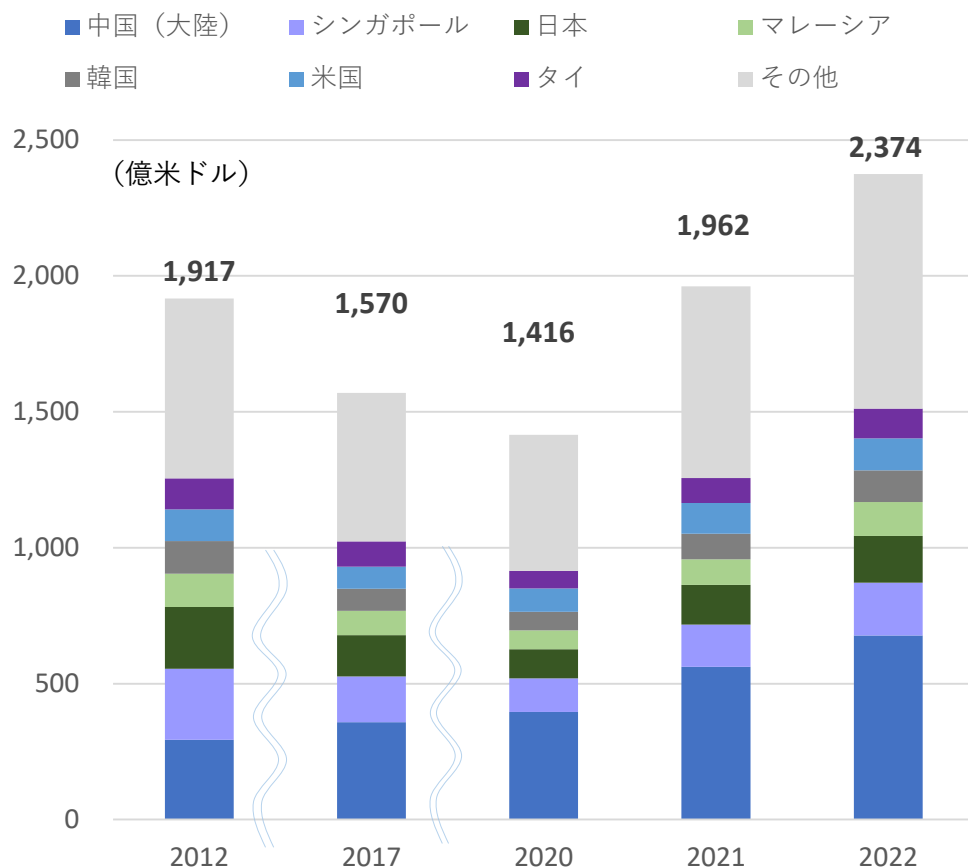
	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料 製品、皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼 製品	非鉄金属製 品・非金属 鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
中国（大陸）	17.7%	25.2%	14.9%	26.8%	5.6%	64.2%	46.8%	3.6%	1.2%	0.8%	659
米国	10.9%	0.0%	11.4%	9.4%	40.4%	1.1%	3.1%	19.6%	3.0%	23.6%	282
日本	3.0%	13.6%	9.0%	10.8%	6.7%	0.5%	12.2%	10.9%	5.2%	14.2%	248
インド	10.7%	14.3%	8.5%	4.1%	1.7%	4.5%	3.3%	1.7%	1.1%	0.7%	234
マレーシア	6.2%	7.2%	6.9%	3.4%	1.3%	2.2%	8.0%	3.6%	5.3%	0.8%	155
シンガポール	1.8%	6.0%	3.8%	0.9%	1.0%	1.1%	3.8%	19.4%	2.4%	13.3%	144
フィリピン	3.5%	6.7%	3.4%	2.2%	0.6%	1.9%	0.8%	2.2%	23.1%	0.2%	129
その他	46.1%	27.0%	42.2%	42.3%	42.8%	24.4%	21.8%	39.0%	58.7%	46.4%	1,068
品目分類別総額 (億USD)	552	818	293	133	235	296	133	232	124	104	2,920

（注）各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

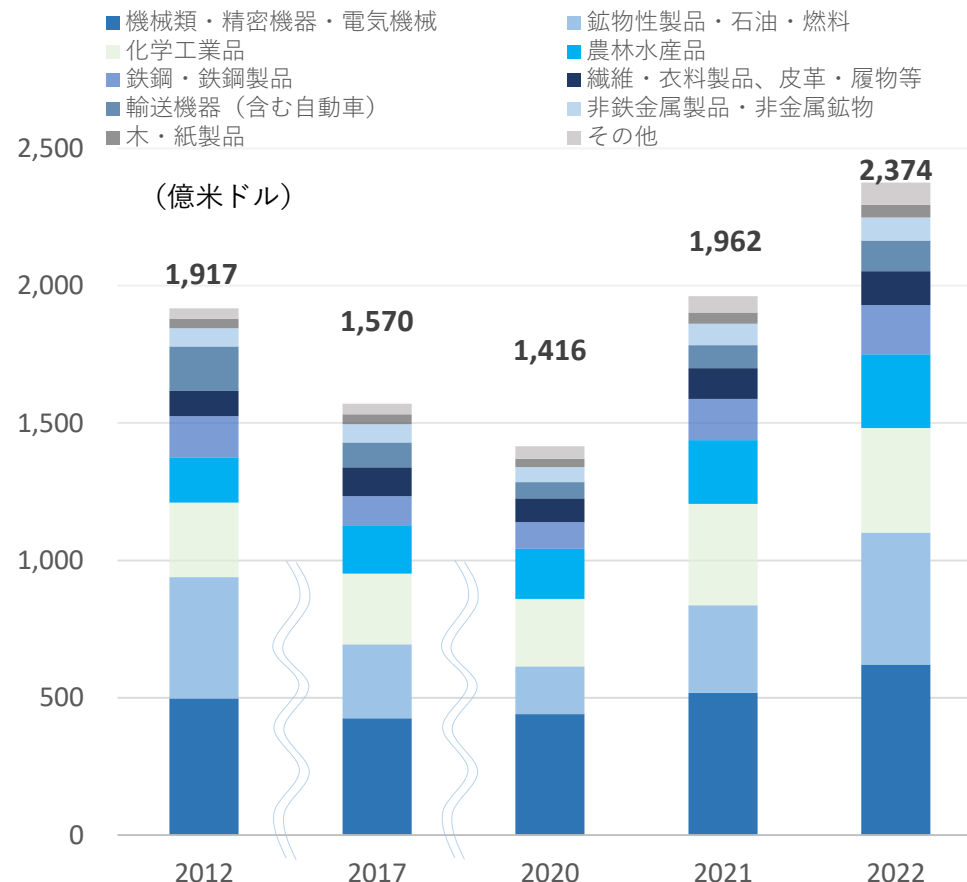
（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- 2012年以降、中国からの輸入総額・割合ともに年々増加しており、中国への依存が強まる傾向
- 品目別では、製造業において使用される機械類・精密機器・電気機械、化学工業品が全体の半分以上を占める

国・地域別輸入額の推移



品目分類別輸入額の推移



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- ほとんどの品目において中国からの輸入が最も多く、輸送機器（含む自動車）については日本からの輸入が大きく、現時点では未だ日系自動車メーカーのプレゼンスの高さを示している

輸入額の内訳（国・地域別×品目分類別）

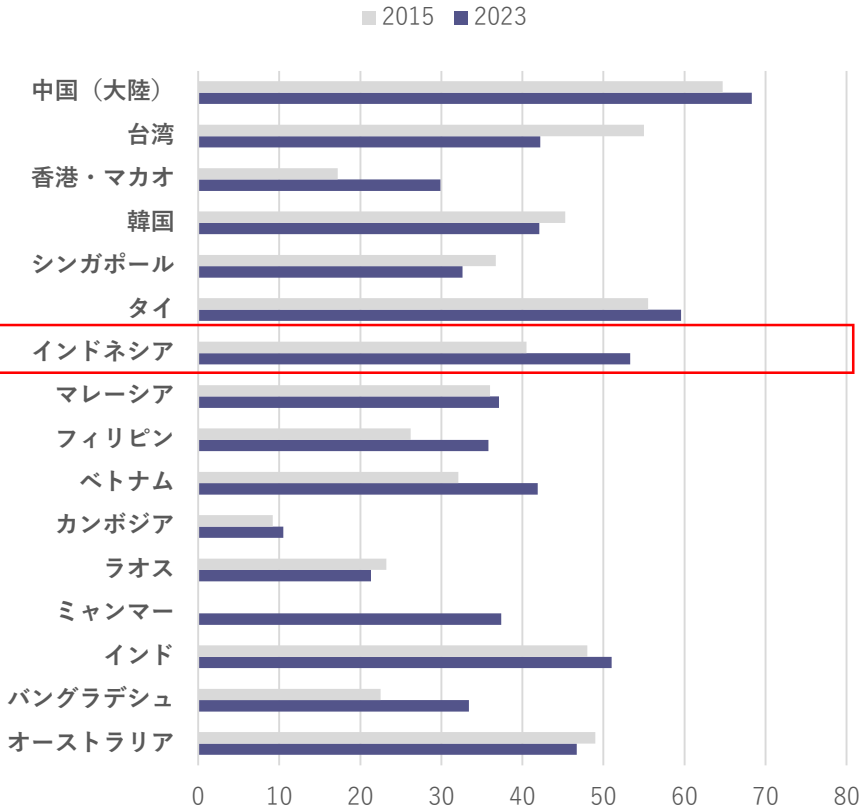
	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料 製品、皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼 製品	非鉄金属製 品・非金属 鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
中国（大陸）	11.5%	4.6%	28.1%	16.4%	43.7%	27.2%	42.9%	51.2%	25.5%	30.2%	677
シンガポール	1.8%	21.8%	8.3%	4.4%	0.9%	2.6%	3.0%	5.2%	2.2%	9.5%	194
日本	0.3%	0.3%	7.8%	4.3%	2.5%	17.8%	10.0%	8.6%	25.8%	15.1%	172
マレーシア	2.5%	13.2%	6.0%	3.2%	1.0%	2.9%	5.1%	2.8%	1.5%	0.7%	125
韓国	0.9%	3.8%	6.6%	4.4%	8.0%	7.9%	6.8%	5.0%	4.2%	4.0%	117
米国	12.2%	5.1%	5.0%	15.4%	4.2%	0.7%	2.7%	3.4%	2.4%	1.4%	117
タイ	7.5%	0.6%	7.0%	5.2%	3.4%	1.9%	4.0%	4.5%	15.4%	2.4%	110
その他	63.2%	50.6%	31.1%	46.7%	36.3%	39.0%	25.5%	19.2%	23.0%	36.7%	863
品目分類別総額 (億USD)	267	480	381	46	124	179	84	621	112	80	2,374

(注) 各品目分類に占める、輸入相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

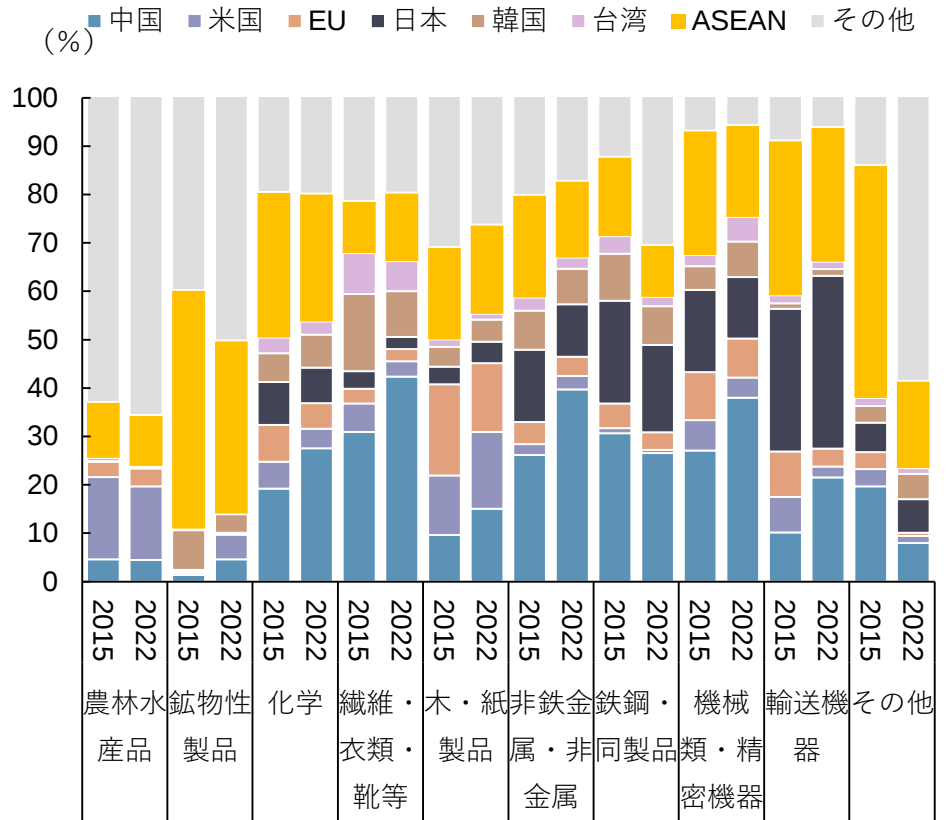
- インドネシアでは、2018年より国産品優先政策を実施し、国産の原材料・部品の利用を促進しており、同国における日系企業（製造業）の現地調達比率は他のASEAN諸国に比べて高い水準
- 部素材の海外からの調達先としては、ASEAN諸国・中国など。2015年に比して、近年では工業品全般において、中国からの調達割合が増加傾向

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率



（出所）JETRO 海外進出日系企業実態調査より
みずほ銀行国際戦略情報部作成

インドネシアの部素材の調達先（輸入の国別割合）



（出所）UN Comtradeより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成
（注）部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない

- 世界第4位の人口を有する世界最大のイスラム教国であり、中間所得層の増加に伴い、「生産拠点から巨大な消費市場」への転換期を迎えている
- ASEAN有数の「経済大国」。天然資源に依存した経済構造で、今後は資源輸出依存型経済からの脱却が求められる
- ジョコ大統領は2024年10月に憲法で定める2期10年の期間を満了。世界最大の直接選挙といわれる大統領選挙が2024年2月に行われ、現国防大臣のプラボウォ氏が当選。10年ぶりの政権交代が行われる

社会・経済等における特徴

社会	✓ ASEAN第1位・世界第4位の人口(約2億7千万人) ✓ 人口の9割弱がイスラム教信仰。世界最大のイスラム人口を有するが、国教ではない。公的に認められた5つの宗教(イスラム教、キリスト教、ヒンドゥー教、仏教、儒教) いずれかの信仰が必要
経済	✓ 名目GDPがASEAN全体の4割弱を占める「ASEANの経済大国」。一方で、一人あたりGDPはASEAN域内で中水準 ✓ 石油・石炭などを中心とした資源輸出により経済成長を遂げてきたが、2012年頃より貿易赤字に転落し、経常収支の赤字が続いてきた ✓ 長期的にはルピア安傾向で、通貨下落圧力がかった場合に経済は弱体化する可能性あり ✓ 経済の半分以上を国内消費による内需が牽引。経済成長率はコロナ禍落ち込んだものの、2022年に5%台へ回復
政治	✓ 民主共和制、大統領制。議会は国会(DPR：定数580名)、地方代表議会(DPD：定数136名) ✓ 80%近くの高い支持率を誇るジョコ政権は2024年10月で2期10年を迎え終了。2024年2月に大統領選挙が行われ、ジョコ政権政策の承継を掲げているプラボウォ氏が過半数を獲得し当選。2024年10月に正式に大統領就任予定
インフラ	✓ 13,000を超えるの島々から構成される海洋国家 ✓ 海・陸ともにインフラ整備が遅れており、国内物流に課題

(出所)外務省ウェブサイト、各種報道等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 1990年代前半まで、労働集約型の製造業を中心とした直接投資が活発化、製造業が主要産業となる
- 周辺国と比べ複雑な投資規制や人件費高騰等を背景に輸出型製造業の伸び悩みが課題となっていたが、2020年11月施行されたオムニバス法では労働法改正および外資規制の大幅緩和が発表された
- 近年は、ニッケルやボーキサイト等の未加工鉱物の輸出を禁止することにより、国内産業の高付加価値化を狙う

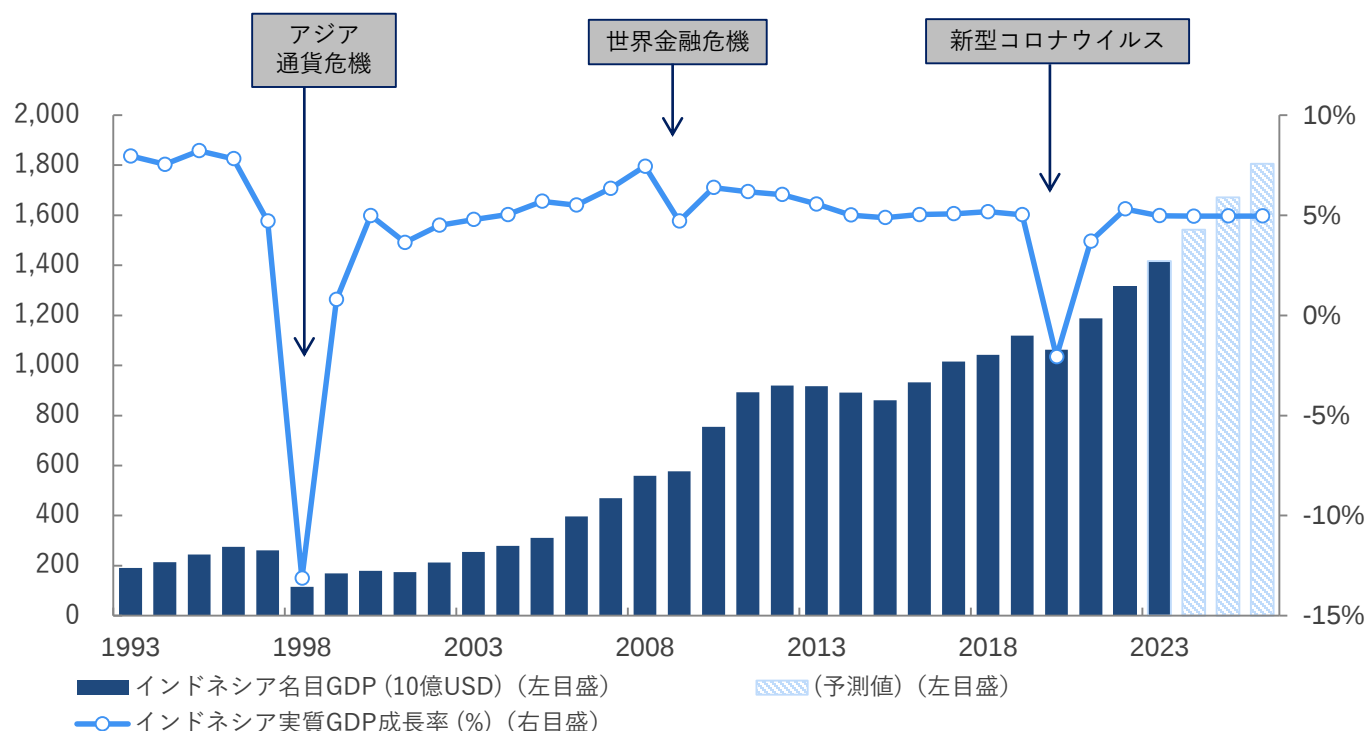
主要産業の特徴と動向

	製造業	卸売・小売業	農林業
特徴	✓ ASEANにおいてタイに続く自動車産業の集積国 ✓ 四輪・二輪車市場ともに日系メーカーがシェアの大多数を占める ✓ しかしながら近年はEV関連産業において中国・韓国企業の台頭が目立っている	✓ 人口規模および人口ボーナス期の継続により、今後も中間層増加に伴う市場拡大が見込まれる ✓ 2021年の規制改正により、外資参入制限が緩和(一部例外あり)	✓ 主要農作物は、米、とうもろこし、大豆などであり、ジャワ島を中心に小規模農家が栽培 ✓ パーム油、ゴムはスマトラ島等のプランテーションで大規模生産が行われ、主要輸出品となっている
近時動向	✓ 政府は2021年7月に電気自動車(EV)生産ロードマップを発表。2025年に40万台、2030年に60万台、2035年に100万台のEVを生産する計画 ✓ 韓国現代自動車や中国Chery(奇瑞汽車)が既に現地でEV組み立て開始。さらに、中国BYDや、ベトナムVinFastなどの投資検討が報じられ、EV産業は今後も注目される	✓ GoToグループ(Gojek と Tokopediaの合併企業)などインドネシア発のEC企業台頭 ✓ マルチナショナル企業による地場振興企業へ出資の動きもあり ✓ 新型コロナウイルスの影響もあり、他国比高い携帯普及率を背景としたECチャネルの利用拡大も期待される	✓ カリマンタン島を中心に国土の7割を森林面積が占め、世界第3位の熱帯林保有国 ✓ 世界最大級のパーム油生産国として、PKS(パーム椰子殻)からのバイオマス燃料の産業育成ポテンシャルも注目される

(出所)外務省ウェブサイト、各種報道等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 1983年の石油価格下落時の改革により、輸出指向型製造業の直接投資が急増し、経済成長に大きく寄与
- 1997年にタイで始まった通貨危機はインドネシアにも波及し、1998年の実質GDP成長率は大幅なマイナスとなるも、IMFの支援や原油価格上昇を背景に、徐々に回復
- 2000年代は旺盛な国内消費を背景に実質GDP成長率は安定的に5%前後を維持。一方、2020年は新型コロナウイルス影響による国内経済への打撃から、アジア通貨危機以来のマイナス成長となるも、2022年には5%台へ回復

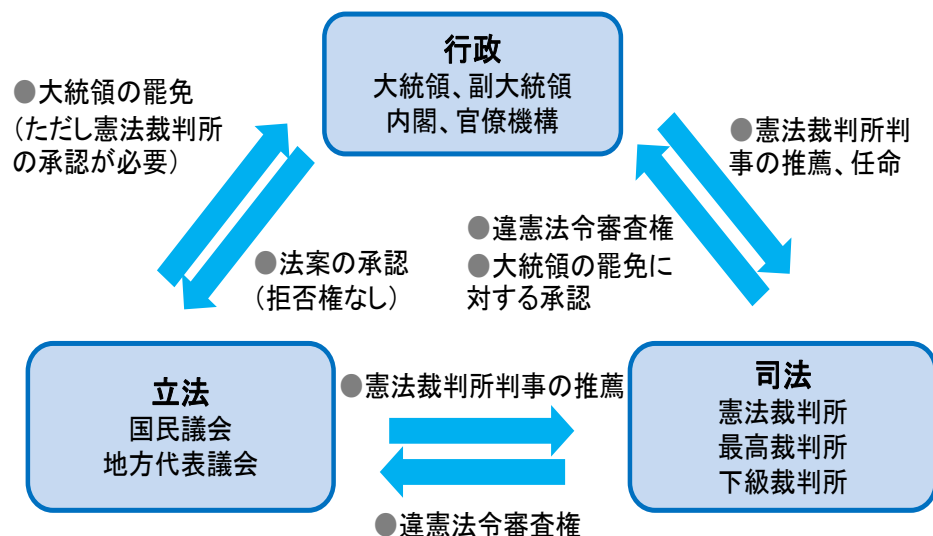
名目GDPおよび実質GDP成長率推移



(出所)IMF “World Economic Outlook Database”より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 大統領を元首とする立憲共和制を採用。立法府は国民議会。他に地方代表議会があるが、地方自治に関わる法案を国民議会に提出し、審議に加わる権限があるだけで、議決には加われない
- 大統領選挙、議会選挙が5年に一度実施される。大統領の直接選挙は2004年に開始し、有権者数が約2億481万の大統領選は「世界最大の直接選挙」と呼ばれる
- 大統領選で当選するには、①投票で50%以上を獲得する、②国内全38州のうち少なくとも20州以上で20%以上の票を得る、の2つを満たす必要がある。二組以上の候補ペアが出馬し、要件を満たした候補ペアがなかった場合は、上位2組による決選投票が行われる

インドネシアの行政、立法、司法の主な構成



(出所)総務省「インドネシアの行政」等より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

大統領選挙制度のキーポイント

正副大統領候補の主な擁立要件

前回の議会選挙の結果で、国会議席を20%以上保有する政党、もしくは政党連合が擁立
⇒正副大統領候補ペアはそれぞれ違う政党出身が可能のため、他の政党と手を組み擁立することが可能

正副大統領候補の当選要件

①50%の票を獲得する、および
②国内全38州のうち少なくとも20州以上で20%以上の票を得る
⇒2組以上のペアが出馬し、要件を満たした候補ペアがなかった場合は、上位2組による決選投票が行われる

(ご参考) 議会選挙において政党への議席配分

最大剰余法で行われる
①全国レベルで得票率4%以上を獲得した政党を確定
②上記満たした政党に対し各選挙区レベルで議席を配分
③当選基数に満たない投票が発生し、かつ未配分の議席がある場合、当選基数の2分の1以上の得票数をもつ政党に対して議席を配分
④さらに未配分の議席がある場合、剰余票を州レベルで集計し直し、総剰余票数を未配分議席数で割って算出した新しい当選基数に基づいて議席を配分

(出所) 各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2024年2月14日に大統領選挙、議会選挙が同時に実施された。1回目の投票では決着がつかず決選投票までもつれ込む可能性も指摘されていたものの、ジョコ政権の政策の承継を掲げているプラボウォ氏が大統領選で過半数を獲得し、一回目の投票でプラボウォ氏の勝利が確定した
- 議会選挙については、得票率第1位は現在最大与党の闘争民主党。ただし当該政党が大統領選で擁立したガンジャル氏が落選したため、野党に回る可能性が高いとみられる。プラボウォ氏が党首を務めるグリンドラ党は議会で第3党になる

投票結果



普拉ボウォ・スピアント氏 プロフィール

- 72歳、国防大臣、グリンドラ党党首
元国軍幹部、義父はスハルト元大統領
- 国軍幹部時代に人権侵害疑惑で軍籍を剥奪され、米国からVISA発給禁止措置を受けた経緯あり
 - 一方、グローバルサウスの取り込み等、外交上の重要性から欧米は同氏の過去を問題視することはないと思われる

ギブラン・ラカブミン氏 プロフィール

- 36歳、スラカルタ市長、現ジョコ大統領の長男
- 36歳と若く、政治経験もスラカルタ市長のみであるが、プラボウォ氏の副大統領候補として参戦

プラボウォ陣営の主要公約

- ジョコ政権の政策の承継を掲げており、鉱物資源の禁輸や雇用創出等、現政権の主要政策は維持される
- ポピュリスト的な公約も（全学校給食の無償提供プログラム等）
- その他政策スタンス詳細についてはP66ご参照

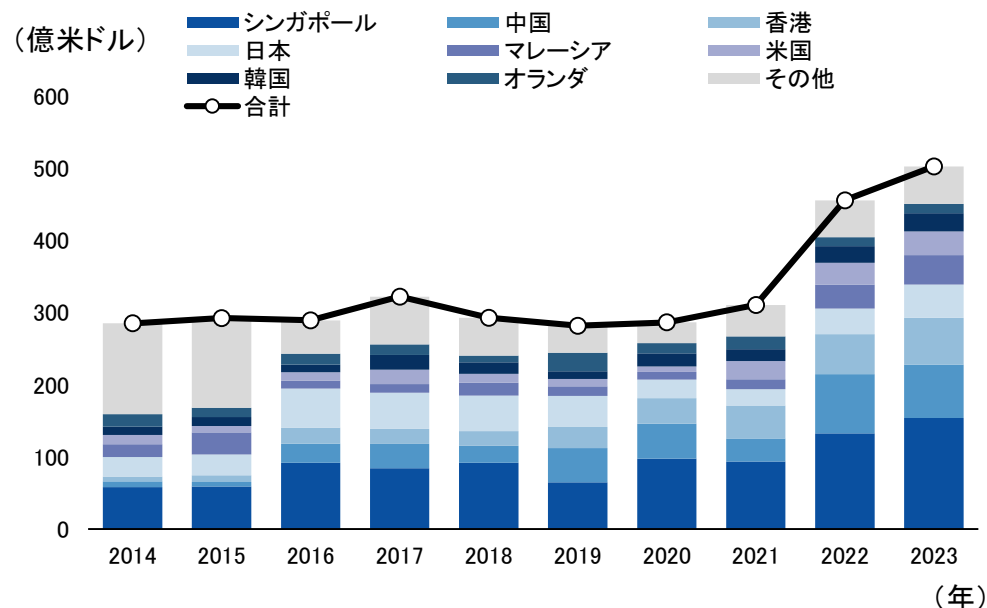
2024年議会選挙の政党別得票率

政党番号	政党名	24年選挙の得票率	現在の国会での立ち位置	24年大統領選での支持候補
1	国民覚醒党	10.6%	与党	アニス氏
2	グリンドラ党	13.2%	与党	プラボウォ氏
3	闘争民主党	16.7%	与党	ガンジャル氏
4	ゴルカル党	15.3%	与党	プラボウォ氏
5	ナスデム党	9.7%	与党	アニス氏
6	労働党	0.6%	-	-
7	グロラ党	0.8%	-	プラボウォ氏
8	福祉正義党	8.4%	野党	アニス氏
9	ヌサントラ覚醒党	0.2%	-	-
10	ハヌラ党	0.7%	-	ガンジャル氏
11	ガルーダ党	0.3%	-	プラボウォ氏
12	国民信託党	7.2%	与党	プラボウォ氏
13	月星党	0.3%	-	プラボウォ氏
14	民主党	7.4%	野党	プラボウォ氏
15	インドネシア連帯党	2.8%	-	プラボウォ氏
16	ペリンド党	1.3%	-	ガンジャル氏
17	開発統一党	3.9%	与党	ガンジャル氏
24	ウマツト党	0.4%	-	アニス氏

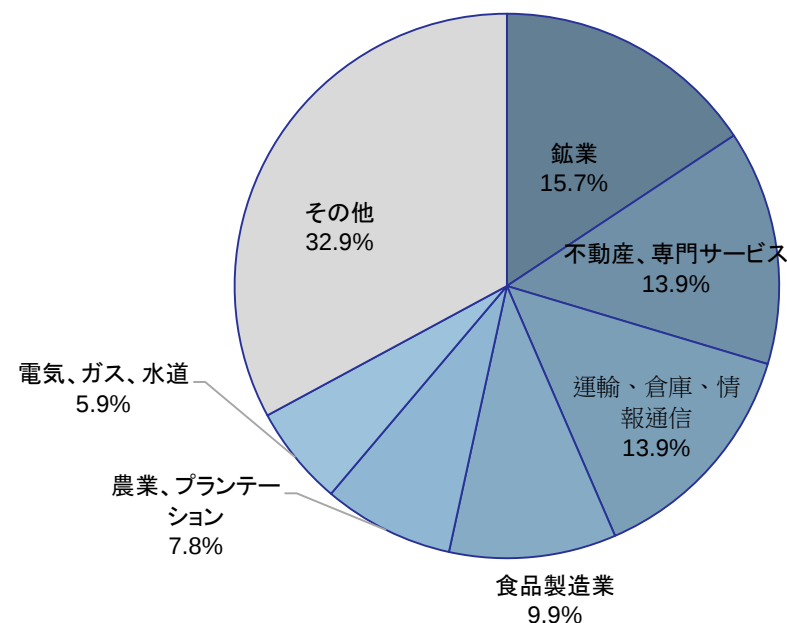
(出所) インディカトル・ポリティック・インドネシア、中央選挙管理委員会、大統領候補者の発表資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 直接投資実行額は、2013年から2021年まではほぼ横ばいだったが、2022年に中国からの直接投資が大幅に増加し、全体の結果を牽引。2023年も約503億米ドルと2022年比14%増となっている。日本からの投資が全体の15%前後を占めていたが、2019年以降は中国のシェアが上回り、存在感を高めている
- 業種別投資フローを見ると、「鉱業」が最も多くなっており、次いで「不動産、専門サービス」「運輸、倉庫、情報通信」などのインフラの投資需要が引き続き高くなっている

世界からの直接投資フロー(国・地域別推移)

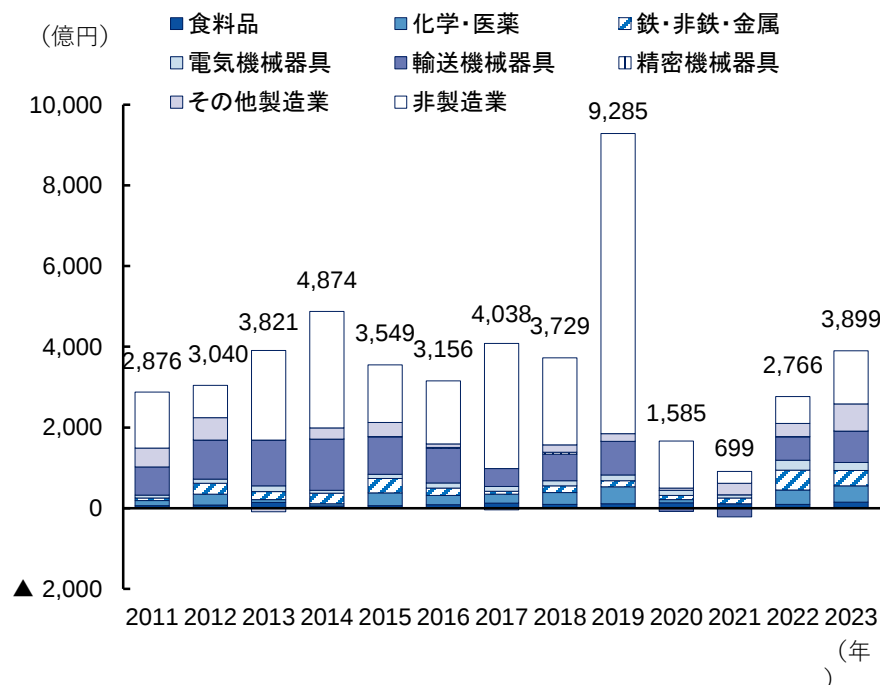


世界からの直接投資残高(業種別内訳、2023年)

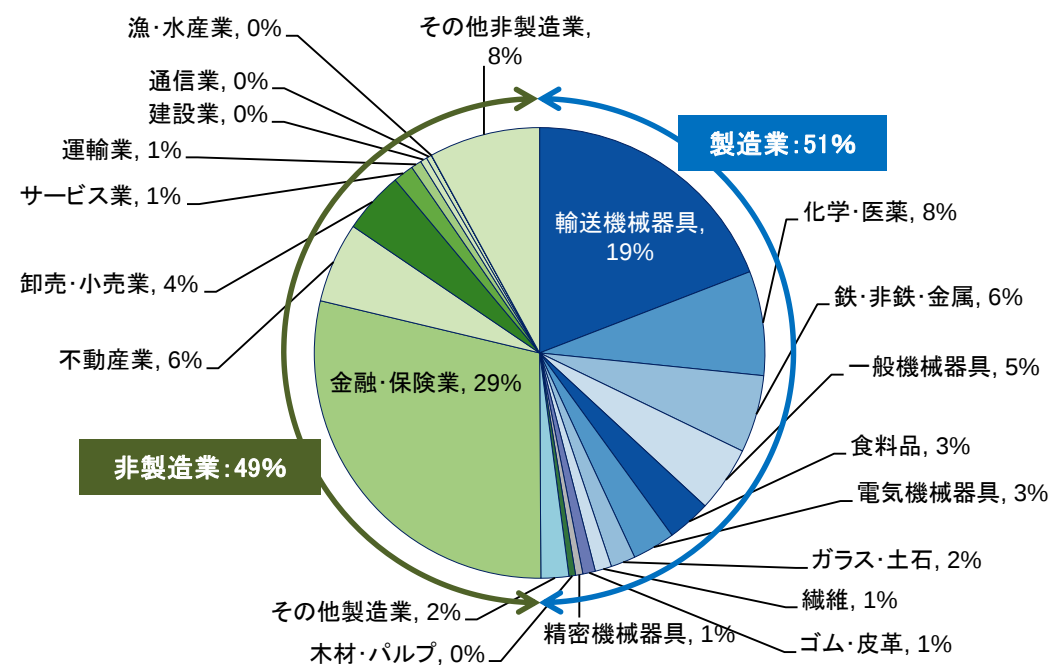


- 日系の自動車部品サプライヤーが多数進出し、日本からの直接投資額は、**2014年**まで増加基調にあったものの、その動きは一服。直接投資残高の業種別内訳をみると、輸送機械器具（二輪、四輪および関連部品産業）の割合は高いが、フローの流入額は減少傾向
- **2019年**は三井住友銀行によるBTPN銀行の株式取得（約**1,100億円**）や、三菱UFJ銀行によるダナモン銀行への追加出資（約**4,200億円**）等の大口資金流により、一時的に直接投資フローが増加
- 日本からの直接投資は、**2020年**と**2021年**は新型コロナウイルスなどの影響で低調だったが、**2022年実績**は**2,766億円**、**2023年実績**は**3,899億円**と回復傾向

日本からの直接投資フローの推移



日本からの対外投資残高（業種別内訳、2023年）



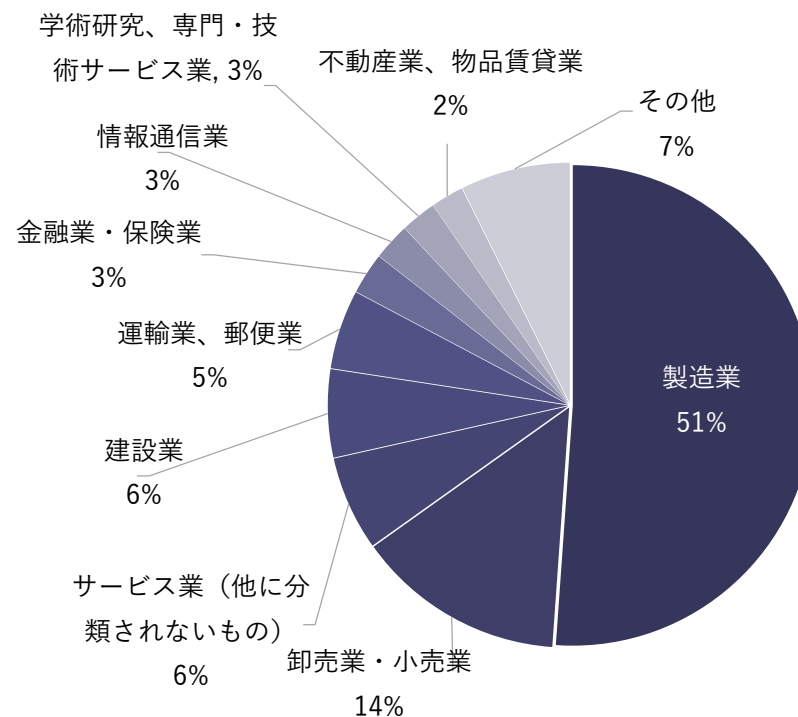
(出所)日本銀行「国際収支統計」より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

- インドネシアに進出している日系企業（大使館登録ベース）は、2022年時点で**2,103社**となっている
- 業種別にみると、製造業が約半数を占め、そのうち輸送機械器具（二輪・四輪および関連部品産業）のシェアが一番高いものの、近年の直接投資フロー流入額は減少傾向。さらに近年は投資単価が比較的低い非製造業の進出が加速している
- 2020年以降は新型コロナウイルスの影響を受け、撤退を検討する日系企業も現れる一方、不動産や物流、食品関連など現地の消費市場の囲い込みを目的とした日系企業の進出が増加傾向にある

日系企業拠点数の推移



業種別拠点数(2021年時点 (最新版))



- 約2億8千万人の巨大な人口と、当面増え続ける生産年齢人口を背景とした旺盛な民間消費、それに伴う国内市場の成長が大きな魅力
- 一方、運輸関連のインフラ未整備や年々上昇している労働コスト、度々改正や変更が行われる複雑かつ不透明な法制度も上位の課題となっている

投資における魅力		投資における留意点(課題)	
巨大な消費市場	世界第4位の人口。中間所得者層の増加により、国内消費が活発化	インフラ整備	海・陸ともにインフラ整備が遅れており、慢性的に渋滞が発生
資源国	石炭、ニッケル、ボーキサイトなど一定の天然資源を保有	労務問題 労働コスト	年々賃金水準が上昇。賃金上昇圧力が強く、ストやデモが頻発
豊富な労働力	2021年時点の労働力人口は1億4,000万人にのぼり、今後も増加傾向	複雑な規制	外資規制による出資制限あり。複雑な通貨や対外債務規制、唐突な規制変更
日系プレゼンス	日系企業の早期進出を背景に、日系企業の市場プレゼンスが高い	脆弱な為替相場	2020年は中銀法改正により中銀独立性低下が懸念され、ルピア安傾向
ASEAN最大の経済規模	ASEAN最大級の自動車・繊維の産業市場	自然災害	しばしば地震と津波が発生
急伸のEC市場 スタートアップ企業	ASEAN最大のデジタル経済、EC関連企業への投資・提携機会	汚職問題	予測しにくいコストの発生 不公平な競争環境

(出所)各種資料より、みずほ銀行国際戦略情報部、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- インドネシアの就労にかかわるビザは以下3種類。
 - ・ 就労ビザ：駐在や就労する際に必要なビザ。工場やオフィス内で作業する場合も就労ビザが必要
 - ・ ビジネスビザ：会議に参加・現場視察など短期間の出張の場合、ビジネスビザを取得（工場やオフィス内での作業禁止）
 - ・ 到着ビザ：就労を伴わない商談、会議などの場合に取得、工場訪問は不可(30日滞在可、さらに1回のみ30日延長可)
- 外国人労働者の雇用に関しては、一定の要件ならびに役職に関する制限があり、労働大臣等の許可が必要
- 外国人の雇用申請に際しては、一定数のローカルスタッフ雇用が条件となる

外国人労働者に関する留意点

外国人労働者 要件

(労働大臣規定
2021 年8 号)

- ✓ 役職に応じた学歴
- ✓ 役職に応じた能力および5年以上の実務経験
- ✓ インドネシア人に対する知識・技術移転

外国人が就任 できる役職

(労働大臣決定
2019 年228 号)

- ✓ 外国人労働者が就任できる役職名の一覧を、建設、不動産、製造、運輸・倉庫、ホテル・レストラン、農林水産、リース、保険、情報通信、鉱業、自動車・二輪車販売、その他サービスなど18 セクター別に規定

外国人が就任 できない役職

(労働大臣決定
2019 年349 号、
政令2021年34
号)

- ✓ 外国人労働者の就任が禁じられる役職名の一覧として、人事担当業務や人材開発、リクルート分野など18 の役職名を規定
- ✓ 実務上、労務関連の書類は インドネシア人の人事マネージャーが署名することが一般的
- ✓ 役員以外は、一つの会社において複数役職の兼務は禁止

外国人労働者 雇用に際する 必要手続き

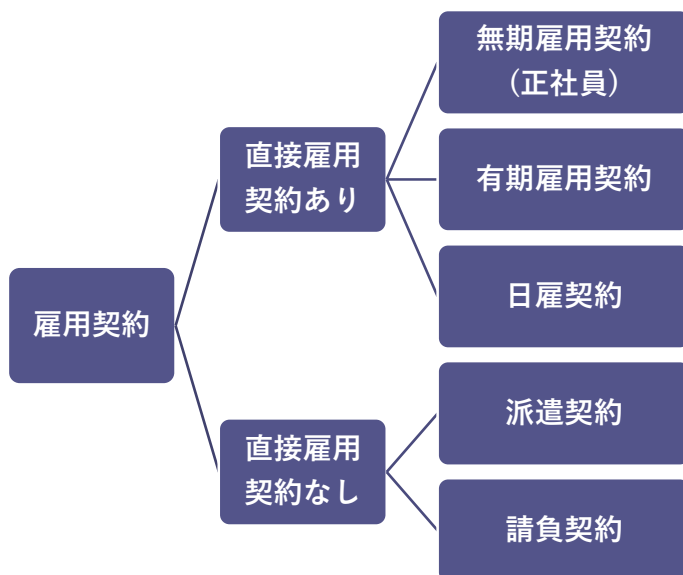
(政令2021 年
34 号)

- ・ 外国人雇用計画書（RPTKA）の策定と承認
- ・ 外国人労働者雇用補償金（DKPTKA）の納付
- ・ 居住許可の取得
- ・ 外国人が有する技術・専門性を移転し、後継となるインドネシア人指名（コミサリスや取締役など特定の役職で就労予定の外国人を除く）
- ・ 上記の後継インドネシア人への技術と専門性の移転を目的とした教育訓練の実施
- ・ 外国人労働者へのインドネシア語教育訓練
- ・ 外国人労働者の国家社会保障加入（就労期間が6 ヶ月を超える外国人労働者）、国家社会保障プログラムのうち少なくとも労災保障への加入（就労期間が6 ヶ月までの外国人労働者）
- ・ 外国人の雇用実績についての報告

(出所)各種資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 従来よりインドネシア労働法は労働者保護の傾向が強く、労働者の雇用は正社員を原則とし、契約社員の雇用は限定的に許容される。また労働者の解雇事由は限定されており、実質的に解雇は容易ではなく試用期間に見極めが重要
- 2020年11月施行のオムニバス法(雇用創出法)により、労働者雇用契約に関する条件緩和(有期雇用契約社員ルール、アウトソーシング規制、解雇制限の変更等)、退職金や最低賃金の計算方法変更等に関する条項が制定
- 本法は雇用者有利と労働者側からの反発が根強く、2021年11月に2022年の最低賃金上昇率が発表された際も、複数の労働者組合が前年水準より低く抑えられることに反発して、首都ジャカルタを中心に反対デモが頻発、日系企業の操業にも影響した

雇用契約形態



解雇規制

- ✓ 懲戒処分は3種類(警告、減給・出勤停止、懲戒解雇)
- ✓ 使用者が労働者を解雇できるのは下記事由(ただし労働者に重大過失がある場合も、原則労働裁判所の決定必要)
 - ・労働者による違法行為や犯罪行為等の重大な違反行為
 - ・労働者の刑事裁判に基づく解雇
 - ・警告書による解雇
 - ・書面での説明を省いた5日連続の無断欠勤
 - ・整理解雇
 - ・会社の破産、支払猶予決定※による解雇
 - ・会社の合併、買収、会社分割、支配権異動に伴う解雇
 - ・従業員が主張する3ヵ月以上連続の賃金不払(その後所定期限内に支払われたケース含む)や使用者の契約不履行等の違反行為が労働裁判所に認められない場合の解雇

(出所)各種資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

■ 近年の最低賃金の急騰により、生産拠点としての魅力が薄れつつある状況

■ ワーカーの確保は比較的容易だが、優秀な管理職の確保が困難。労組の活動が活発であり、賃上げ等のデモが多発

国・地域名		日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ	
都市名		東京	上海	深セン	香港	ソウル	台北	シンガポール	クアラルンプール	バンコク
製造業	作業員賃金(一般工職)	2,018	832	415	2,138	2,426	1,212	1,905	430	385
	エンジニア賃金	2,629	1,434	519	3,536	2,745	1,586	2,681	818	663
	マネージャー賃金	4,210	2,217	1,036	4,889	3,678	2,264	4,195	1,649	1,884
	スタッフ賃金(一般職)	2,044	1,291	1,024	2,639	2,181	1,490	2,692	941	744
非製造業	マネージャー賃金	3,828	2,625	1,987	4,556	3,533	2,479	4,722	2,076	1,642
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	2,722	—	1,450	1,702	2,933	1,068	1,268	507	321
	店舗スタッフ賃金(飲食)	2,271	—	721	2,005	1,887	996	990	497	321
	法定最低賃金	7.59/時	375/月	329/月	5.1/時	1,564/月	828/月	—	317/月 (14.6/日・1.52/時)	8.65～9.34/日
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)		4.63ヵ月分	2.24ヵ月分	1.54ヵ月分	1.90ヵ月分	2.55ヵ月分	3.34ヵ月分	2.54ヵ月分	1.92ヵ月分	2.68ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)		15.71%～25.37%	32.66～36.02%	19.74～33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500HKD 月収30,000HKD以上	10.7%～30.1%	13.95%	17%	14.45～14.95%	5%
名目賃金上昇率		3.2% (2023年)	6.9% (2022年)	5.9% (2020年)	3.0% (2023年)	5.07% (2022年)	1.57% (2023年1～7月)	3.9% (2021年)	5.26%(管理職) 5.35%(非管理職) (2022年)	0.92% (2021年)
国・地域名	インドネシア	フィリピン	ベトナム		カンボジア	ラオス	ミャンマー	インド		
都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	
製造業	作業員賃金(一般工職)	407	294	250	311	246	97	92	281	469
	エンジニア賃金	614	495	519	591	497	179	198	516	768
	マネージャー賃金	1,353	1,051	1,057	1,253	885	611	475	1,194	1,677
	スタッフ賃金(一般職)	590	516	759	721	547	422	431	585	722
非製造業	マネージャー賃金	1,470	1,863	1,544	1,546	1,303	1,151	922	1,644	1,584
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	256～358	279～299	—	295～422	200～350	87	71～95	157～230	—
	店舗スタッフ賃金(飲食)	256～320	279～299	—	284	150～500	69	86～105	145～254	242～266
	法定最低賃金	313/月	9.18～9.82/日	197/月 (または0.95/時)	197/月 (または0.95/時)	200/月	69.3/月	2.29/日	203/月(非熟練工) 224/月(準熟練工) 246/月(熟練工)	145/月(非熟練工) 159/月(準熟練工) 173/月(熟練工)
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)		2.07ヵ月分	1.88ヵ月分	1.7ヵ月分	1.56ヵ月分	1.06ヵ月分	1.22ヵ月分	1.10ヵ月分	1.05ヵ月分	1.07ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)		10.24～11.74%	11.5%+100PHP	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	5.4%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	13%	13%
名目賃金上昇率		3.57% (2022年)	6.15～6.60% (2022年)	—	—	—	—	—	3.9% (2021年)	8.0% (2021年)

(注)上記賃金はいずれも米ドル
調査期間：日本、中国、香港、韓国、台湾は2023年8月、その他の国は2022年11月～2023年1月
(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- インドネシアの工業団地は全国154ヵ所あるが、大規模の産業エリアはジャワ島に集中。日系企業の進出は、自動車・二輪産業の集積地として知られる西ジャワ州のカラワンエリアに集中
- 北カリマンタン州ブルンガン県で国内最大規模の再生可能エネルギーの電力を利用する「グリーン工業団地」の開発を2021年に着工し、2025年末の販売開始をめざす等、近年インドネシア政府はジャワ島以外のエリアでの工業団地開発にも注力している

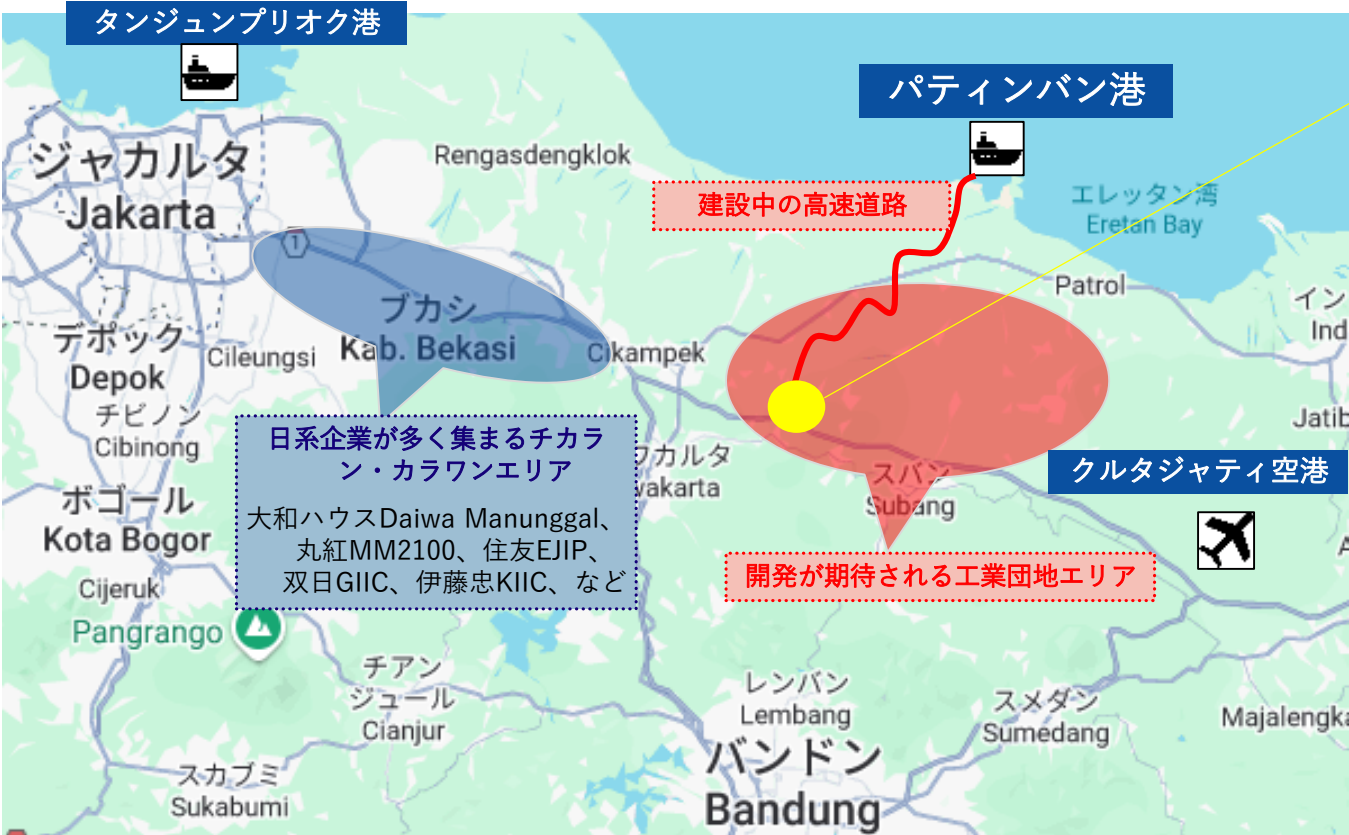
インドネシア主要工業団地エリア

①	北スマトラ州、クアラタンジュン
②	リアウ諸島州、バタム島
③	バンテン州、チカンデ
④	西ジャワ州、カラワン（p.25ご参照）
⑤	中央ジャワ州、パタン（p.26ご参照）
⑥	東ジャワ州、グルシック
⑦	南スラウェシ州、マカッサル
⑧	北カリマンタン州　ブルンガン



- 多くの日系企業の工場は、ジャカルタ市内から約80km東に向かって延びる高速道路沿いの工業団地に所在
- 西ジャワ州スバン県にて、円借款による新港（パティンバン港）の建設が進む。近年容量オーバーとの懸念が出ているタンジュンプリオク港に代わり、新たなインドネシアの玄関口としての役割を期待されており、2025年末の本格稼働を予定。建設に合わせ、新港周辺の工業団地開発、高速道路建設も進められている

西ジャワ州工業団地

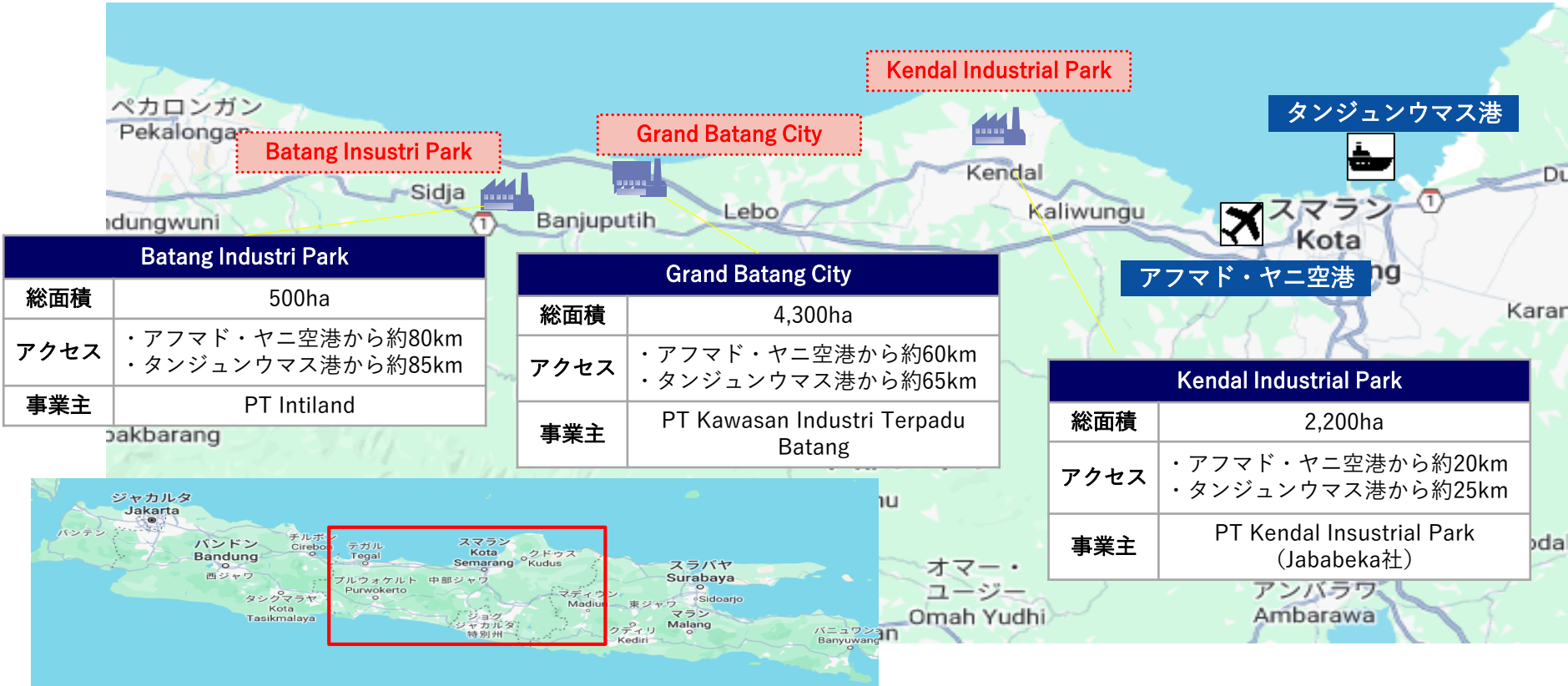


スバン・スマートポリタン

面積	総面積：2,717ha
	フェーズ1：418ha（2020～2023） フェーズ2：627ha（予定） フェーズ3：378ha（予定） フェーズ4：230ha（予定） フェーズ5：298ha（予定） フェーズ6：766ha（予定）
アクセス	パティンバン高速道路（建設中）直結 ・ジャカルタから約90km ・パティンバン港から約40km ・タンジュンプリオク港から約100km
土地区画	・大工業区画（20ha以上） ・中工業区画（5～20ha） ・小工業区画（1～5 ha） ・商業区画 ・住宅区画 ・医療関連区画 ・教育区画
事業主	PT Suryacipta Swadaya （カラワンのスルヤチプタ工業団地も運営）
テナント例	三和無線（日本）、BYD（中国）、アパレル系企業（中国）

- 中部ジャワ州においては、「国家戦略プロジェクト」に指定されているGrand Batang CityやKendal Industrial Parkの開発が進む。工業団地開発に合わせ、中部ジャワ州のインフラである、アフマド・ヤニ空港、タンジュンウマス港も拡張されており、同地域の更なる発展が期待される
- Grand Batang Cityの総面積は4,300haと中部ジャワ地域で最大。現在第1フェーズ（450ha）まで開発が完了しており、区画は完売。韓国企業が半数以上を占め、その他オランダ、中国等の企業が入居。今後、海港を設置する計画も立てられている

中部ジャワ主要工業団地



- 取締役会は財務諸表を含む年次報告書を作成し、コミサリスの監査を経たうえで、会計年度終了後6ヵ月以内に株主総会の承認を受ける必要あり
- 以下に該当する場合、年次決算報告書を公認会計士に提示し、監査を受ける必要あり
 - 株式公開会社である場合、外国企業である場合、事業分野が大衆資金の調達に関連する場合（銀行、保険会社など）社債などを発行している場合、総資産または売上が500億ルピア超の場合、国有企業の場合

主要な会計制度

関連法規	会社法、資本市場法 等
国際会計基準への準拠状況	国際会計基準(IFRS)に準拠した会計原則(PSAK)を基準とする (中小企業向け会計原則：ETAPも存在)
会計通貨	インドネシアルピア建てまたは米ドル建て(財務省が許可した場合)
記帳言語	インドネシア語または外国語(財務省が許可した場合)
会計期間	12ヵ月(年度の設定は任意だが、12月決算が主)
帳簿保存期間	原則10年

(出所)各種資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- インドネシアにおける主要な税金は以下の通り。2020年に法人税が25%から22%へ引き下げられたが、付加価値税は10%から2025年1月に12%へ引き上げられる予定
- インドネシア独特の税制として、輸入前払税(PPH22)、国内源泉所得税(PPH23)等に要注意

法人所得税	22%（株式の40%以上を公開している上場会社は19%）
個人所得税 (PPH21)	課税所得に応じて規定される。①5千万ルピア以下：5% ②5千万ルピア超2.5億ルピア以下：15% ③2.5億ルピア超5億ルピア以下：25% ④5億ルピア超50億ルピア以下：30%、⑤50億ルピア超：35%
輸入前払税 (PPH22)	輸入ライセンス(API)を保有する輸入者：（一般消費財）2.5% 輸入ライセンス(API)を保有しない輸入者および上記以外の消費財：7.5% (*)2018年9月13日から、消費財1,147品目について、税率が上記2.5～7.5%から、7.5%～10.0%に変更
国内源泉所得税 (PPH23)	国内サービスに対する源泉税：基本税率15%(インドネシア国内で発生する配当、金利(銀行金利は別途)、ロイヤリティ等) その他の国内サービス関連費用に対する税率：2%
海外源泉所得税 (PPH26)	国外サービスに対する源泉税：基本税率20%(海外に送金する配当・金利・ロイヤリティ等。租税条約がある場合はそれに従う) 租税条約に基づき日本は10%(日本へ配当する場合、出資比率25%以上：10%、出資比率25%未満：15%)
付加価値税	物品の販売・役務の提供に対して、2022年3月31日まで10%、2022年4月1日から11%、2025年1月1日から12% 輸出の場合は免税。飼料・農産品・鉱業産品・医療サービス・公共運輸・教育・社会福祉サービス・郵便などは非課税
奢侈品販売税	奢侈品販売税の税率は10%～200%で、対象品目は奢侈の程度に基づき7つの課税区分に分類 奢侈品の製造企業が奢侈品を引き渡した時、または奢侈品を輸入した時に、1回に限り課税 乳製品・ジュース類・炭酸飲料・化粧品・写真フィルム・敷物などは課税対象外 2021年10月の奢侈品販売税改定で自動車に対する奢侈品販売税は10%～125%に設定された
印紙税	公正証書・契約・領収書・小切手等において、名目価額が10,000 ルピアに固定されている
輸出入関税	輸入関税は、輸入品の関税評価額の0～150%の税率で課税 (日本とインドネシアは2008年に二国間自由貿易協定を締結。日本からの輸出：90%減税。インドネシアからの輸出：93%減税)
土地・建物税	財務省が3年ごとに決定する政府工事販売価格を基準とし、以下の課税対象額の一律0.5%が適用 10億ルピア未満の場合：政府工事販売価格の20%、10億ルピア以上の場合：政府工事販売価格の40%

(出所)各種資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(注) 1.会計・税務については一般論を記載。貴社における会計・税務処理については、会計事務所、税理士事務所へご確認願います

2.インドネシアにおける外貨管理規制は、各機関からの通達、施行細則、大統領令などにより規制・改訂されており、上記は、最新の情報を保証するものではありません

最新の規制については別途ご確認下さい

- インドネシアの海上輸送は外国貿易の約9割、国内貿易の約8割を占めるともいわれ、同国のサプライチェーンにおける重要な役割を担う。タンジュンプリオク港は、インドネシア最大のコンテナ取扱港として港湾貨物の半分以上を取り扱っており、世界120ヵ国・600湾岸との海運ルートを有するインドネシアの玄関港として最も重要な物流の根幹となっている
- インドネシアの新たな玄関港として期待されるパティンバン港は、JICAによる円借款案件として2018年より建設が開始。自動車ターミナルとコンテナターミナルの2つで構成され、自動車ターミナルは2020年12月より操業を開始し、現在は豊田通商グループを中心とした日系企業群により運営されている。コンテナターミナルを含め、2025年頃の完成を予定しており、本格稼働後は、年間コンテナ貨物取扱量80万TEUを見込んでいる

インドネシアの主要な港湾



主要港湾別貨物取扱量

	港湾	2022年概算 外貨貨物取扱量 (千トン)
1	タンジュンプリオク港	54,227
2	タンジュンペラック港	27,734
3	メラック港	13,503
4	タンジュンウマス港	7,481
5	バトゥアンパール港（バタム島）	3,477
(☆)	パティンバン港	—

- ジャワ島は、ほとんどの主要都市が高速道路や幹線道路で結ばれているが、他の島では道路整備が遅れている状況。ジャカルタ首都圏には約20本の高速道路が稼働しており、都市交通において重要な役割を担っているが、渋滞が激しいことから、政府は今後更なる道路網拡充による渋滞解消をめざしている
- ジャカルタと第二の都市スラバヤ間の約730kmを結ぶ高速鉄道計画があり、所要時間は現在の12時間から6時間に短縮。先行してジャカルタとバンドン間を結ぶ約145kmの鉄道路線が2023年10月に開通。当初、日本のODAで開発する前提で交渉されていたが、資金負担や技術移転可否の問題などで、土壇場で中国が逆転落札。総事業費は約80億米ドル

インドネシアの主要幹線道路



ジャカルタ-バンドン高速鉄道



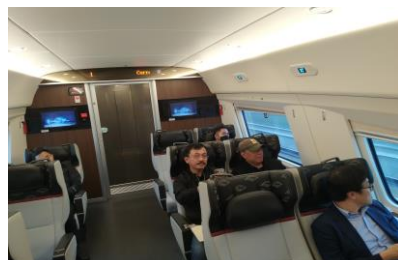
プロジェクト	ジャカルタ - スラバヤ高速鉄道	ジャカルタ-バンドン高速鉄道
総事業費	未定	60億米ドル→80億米ドルへ増加
資金提供者	未定	中国国家銀行75%
事業主	未定	インドネシア中国高速鉄道社
完成予定	未定	2023年
総走行距離	730km	145km

(出所) 各種資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- バンドン高速鉄道の開通により、従来車で4時間、既存鉄道で3時間程度要していたジャカルターバンドン間の行き来が50分程度に短縮。利用者は増加を続けており、2024年3月時点で累計乗客数は200万人を突破
- バンドン都市圏は、首都ジャカルタ、東ジャワ州スラバヤ都市圏に次いで、国内3位の経済規模を誇る。避暑地として国内でも人気の観光地であり、「繊維の町」として栄えた歴史から現在も繊維業が盛んであるほか、高等教育機関が集積する学園都市としての側面も持っている。ジャカルタとのアクセスが容易になったことで、今後周辺エリアの再開発や、製造拠点・研究拠点等の新設・移転が期待される

バンドン高速鉄道概要

名称	Whoosh (ウーシュ)
総事業費	80億米ドル（当初60億米ドルから増額）
総走行距離	145km
最高時速	350km/h
運賃（片道）	20万ルピア～30万ルピア（変動運賃制） ※始発駅～終着駅
運行本数	40本/日（開通当初は14本/日）
延べ利用者数	約200万8千人（2024年3月時点）



バンドン都市圏概要



- ・バンドン都市圏は、バンドン市、チマヒ市、バンドン県、西バンドン県、スメダン県の5つのエリアで形成。都市圏の人口は約900万人。ジャカルタ、スラバヤ都市圏に次ぎ国内3位の人口規模。地域GDPは400億USD
- ・避暑地として国内でも人気の観光エリアである他、バンドン工科大学をはじめ多数の高等教育機関が集積する学園都市の側面も持つ

- MRT（Mass Rapid Transit：ジャカルタ大量高速鉄道）はジャカルタの渋滞緩和を目的に計画。南北線（下図）と東西線の敷設が予定されており、南北線は日本の円借款によりフェーズ1が運行開始。開業初年度の1日平均利用数8万6千人から徐々に利用客を増やし、現在は1日平均11万人以上が利用している
- フェーズ2も日本の円借款で進められている。2022年9月に清水建設のJVが受託し遅れながらも着工開始。鉄道システム一式は双日が受注。2024年2月時点でのフェーズ2全体の進捗率は32%となっており、おおむね計画通りに開発は進んでいる
- ジャカルタ横断、バンテンから西ジャワ間を結ぶ東西線は、2022年11月からの1年間、JICAの支援事業として事業実施期間と、費用負担に係るレビューを実施。2024年5月、フェーズ1の建設支援として1,400億円の円借款を供与することが発表された。2026年初めに建設開始し、2031年の開業をめざす



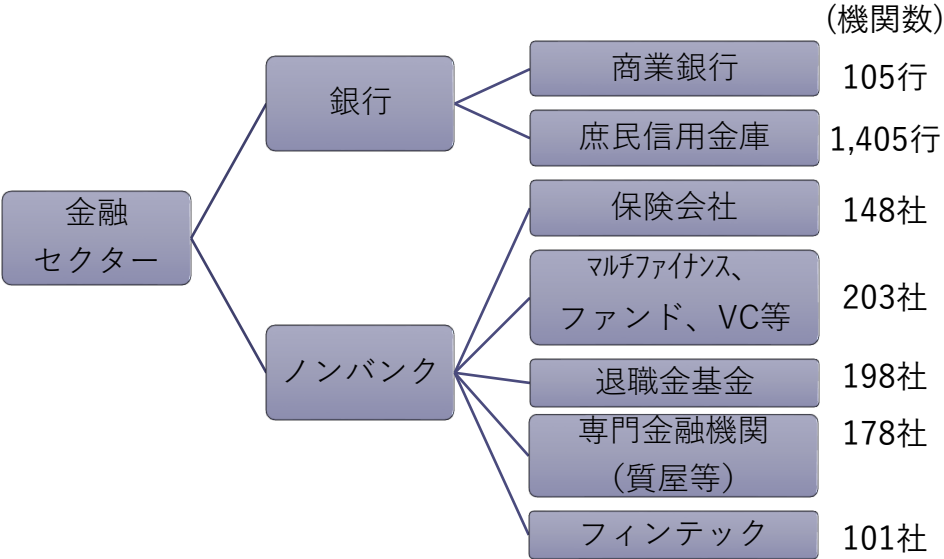
	南北線フェーズ1	南北線フェーズ2	東西線
総投資額	1,570億円	1,700億円 →コスト拡大見込み	1.6兆円
うち円借款額	約1,250億円	約700億円	未定
事業主	州営 MRTジャカルタ	州営 MRTジャカルタ	州営 MRTジャカルタ
運行開始	2019年4月	2027年 延伸区間2029年	未定
駅数	13駅	11駅	未定
総走行距離	15.7km	11.8km	84km
施工者 (日系ゼネコン)	清水建設、大林組、 三井住友建設、 東急建設ほか	清水建設ほか	未定

- インドネシアの金融セクターの規制・監督機関は、インドネシア中央銀行(BI: Bank Indonesia)および金融サービス庁(OJK: Otoritas Jasa Keuangan)
- 金融セクターにおけるデジタル技術の普及に対応するため、OJKが2021年にOJK規制第12号を発行し、拠点を持たないデジタル銀行に関する基本ガイドラインを策定。外国企業も新たにデジタル銀行を設立することは可能だが、一般の商業銀行と同様に最低自己資本として10兆ルピア以上が必要となり、ハードルは高い

関連規制・監督官庁等

業種	監督機関	事業分類
銀行	OJK	商業銀行、地方銀行
証券会社	OJK	証券引受業者、証券取引ブローカー、投資マネジャー
保険会社	OJK	OJKによる投資規制あり
ファイナンス会社	OJK	リース、ファクタリング、消費者ファイナンス、クレジットカード
運用会社	OJK	—
ベンチャーキャピタル	OJK	—
保証会社	OJK	—
公的社会保障	労働・移住省 財務省、防衛省	内容ごとに異なる 法令上の投資規制あり

主な金融機関数(2023年末時点)



(出所) インドネシア金融庁 (OJK) 各種資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- インドネシアにおける基本的な投資・進出形態は以下の通り
- 大半の業種において支店形態での進出が認められていないため、現地法人としての進出が一般的

インドネシアにおける基本的な投資・進出形態

直接投資(現地法人：PT)

- 直接投資の場合、以下の3つの基本形態あり

100%外資	単独または、複数の外国企業による投資
合併	インドネシア企業(国営・民間)、個人との合併
その他	民間・政府関連の個別プロジェクトベースの投資

- 設立に必要な期間：3～6ヵ月程度

インドネシアにおける活動内容に営利活動が含まれる場合、現地法人の設立が選択肢となる

支店の設置

- 金融機関など一部の業種を除き、支店での進出は認められていない

大半の業種において支店の形態が認められていない

駐在員事務所の設置

- 営業活動は許可されない

外国駐在員事務所	各種情報収集・現法設立準備等
外国商事駐在員事務所	プロモーション・情報収集・売買エージェン트가可能
外国建設駐在員事務所	現地建設会社との合併で建設サービス活動が可能

- 設立に必要な期間：1.5ヵ月程度

補助的業務(海外の親会社の為の仲介、販売促進、情報収集)のみを行うのであれば、駐在員事務所の形態も選択肢となる(建設業の場合、部分的な営業は可能)

(出所)各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 外資系企業の現地法人は、外国資本100%、またはインドネシア企業との合併どちらでも設立可
 - 外国企業により設立された企業は、外国投資企業(PMA企業：Perusahaan Penanaman Modal Asing)と言う
 - 事業分野によっては投資制限があるため、「投資分野に関する大統領2021年10号」は要確認
- 現地法人は、株式所有者の国籍に関わらずインドネシアの企業とみなされ、インドネシア法の遵守が必要
- 株式会社は、株主数・最低資本金額・株式市場への登録の有無により、下記の通り分類

現地法人の設立形態

株式会社(PT)

非公開会社(PT Tertutup)

【社名表記例：PT ●●●】

- 最低株主数：2人
- 最低資本金：
 - 外資企業は投資省規定により最低資本金100億ルピア以上
- 最低取締役数：コミサリス1名、取締役1名
- 法務人権省に申請、事業許可を受ける

公開株式会社(PT Tbk)

【社名表記例：PT ●●● Tbk】

公開会社 (Perseroan Publik)

- 最低株主数：300人
- 最低資本金：30億ルピア
- 株主保護のため、金融サービス庁(OJK)の規制適用
- 株式会社法適用

証券市場登録会社 (Emiten)

- 証券市場登録済みの会社
- 公衆への株式販売のため、金融サービス庁(OJK)に登録届出書提出
 - ⇒ 証券取引所に上場

(出所)各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 外国企業または外国企業同士の合併企業により選任された、1人または複数の駐在員によって運営
- 駐在員事務所は、事業形態や目的によって3種類に分類され、許可の条件や機能が異なる
- 一定の商業省管轄の駐在員事務所については、「インドネシアへの年間輸出総額の1%」がみなし利益として課税対象となる（下記②および③の設立形態の駐在員事務所は課税対象となる可能性有り）

駐在員事務所の設立形態

	①外国企業駐在員事務所 Kantor Perwakilan Perusahaan Asing:KPPA	②外国商事駐在員事務所 Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing	③外国建設駐在員事務所 Perwakilan Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing
目的	外国投資企業の設立や開設準備等	マーケットリサーチやプロモーション	インドネシアでの建設サービスの提供
活動内容	➢ 会社設立準備業務 ➢ インドネシアの関連現地法人の事業の監督・調整 ➢ 有効期間3年（延長可能）	➢ 外国で製造された製品の紹介・販促 ➢ 市場調査、管理販売 ➢ 輸出契約を現地企業と締結 ➢ 有効期間最長3年（延長可能）	➢ 建設サービス市場開拓のため、個人・法人・政府機関と連絡をとる ➢ 現地建設会社との共同作業契約(Joint Operation)締結により、現地法人を設立せず、建設サービスを提供可能 ➢ 有効期間3年（延長可能）
制約事項	下記活動を行うことができない ➢ 輸出入や売買取引により収益を出すこと ➢ グループ会社の業務運営に携わること	下記活動を行うことができない ➢ 直接取引、販売活動 ➢ 入札、苦情処理 ➢ 輸出入業務（現地代理業者と契約の必要あり）	➢ 建設ライセンスを保有する地場建設企業とのJO契約締結が必要 ➢ 共同作業相手である現地建設会社に技術移転を保証しなければならない ➢ 建設サービス開発庁に登録された建設サービス事業者協会の会員であること ➢ 公共事業国民住宅省の建設情報サービスシステム（SIJK）に登録していること
職員要件	➢ 事務所長はインドネシアに居住する ➢ 事務所長は会社の代表および/あるいは2社以上の駐在員事務所の役職を兼任しない ➢ 事務所長が外国人の場合は法令に従いインドネシア人労働者を雇用する	➢ 事務所長の外国人指名可 ➢ 就労する外国人は、大卒以上あるいは大卒相当で、かつその分野で少なくとも3年の経験 ➢ 外国人1名雇用につき、インドネシア人3名の雇用義務あり	➢ 外国人労働者を採用した場合、同程度の能力を持つインドネシア人を雇用する必要あり

- 2018年6月21日に、事業許認可統合電子サービスに関する政令「2018年第24号」を公布・施行
- 投資に関する許認可権限の多くの部分が、投資省(BKPM)や他の機関から、経済調整省によって管理されるオンライン・シングル・サブミッション(OSS)に移行された

設立登記

- ✓ 事前準備として会社名決定、定款作成、会社所在証明書取得(入居先)、納税番号取得(税務署)、口座開設(資本金払込証明)などを対応
- ✓ 法務人権省のオンラインシステムを通じて、会社設立に関する法務人権大臣承認書を取得

事業基本
番号取得

- ✓ OSSシステムにアクセスし、事業に伴う関連情報(名称・事業分野・投資計画・雇用計画・納税者番号等)を登録
- ✓ 登録後、OSS機関より事業者基本番号(NIB: Nomor Induk Berusaha)が発行される。NIBは後続の事業許可・営業許可取得に必要な番号であり、会社登記証明書(TDP)・輸入業者認定番号(API)・通関アクセス権を統合・代替するもの

事業許認可
取得

- ✓ NIBの付与と同時に、OSSシステムが事業活動内容に応じたリスクレベルを判定。このリスクレベルに応じた事業許認可の取得が必要となる
- ✓ リスクレベルは、低、中の低、中の高、高リスクの4段階に分けられる。リスクレベル低はNIB取得のみで、事業運営が可能
- ✓ 事業許認可には、立地許可・水域立地許可・環境許可および建設許可(IMB)が含まれ、所定期間内の充足が求められる
- ✓ 事業許可証を取得した事業者は、土地の調達、建物の建設運営、設備資材の調達、従業員の雇用、生産活動等が可能

商業/
営業許可

- ✓ 事業許可の承認後、必要に応じて商業／営業許可(コマーシャル・オペレーショナルライセンス)を申請する。その際、物品・サービスの基準または証明書が求められる
- ✓ 商業/営業許可が発行される前に、インドネシア国家規格(SNI)、良質医薬品生産に関する基準(CPOB)証明、輸入承認等の必要なコミットメントを充足する必要がある
- ✓ 申請者は商業／営業許可取得後に商業活動を開始できるが、輸出入事業者は分野に応じてさらに別の許可が必要

<ポイント>

- ✓ BKPMにおける投資登録手続きはないため、当局による事前の外資規制適合確認がないが、代替として事後監督があることから、会社設立後に外資規制の抵触が判明するリスクがあり、事前に十分に確認する必要がある
- ✓ 外資企業は別途年に4回、BKPMに対して投資活動報告(LKPM)を行う

■ インドネシア(ジャカルタ)における一般的な現地費用は以下の通り

単位：米ドル、換算レート：1米ドル＝15,647ルピア（2022年11月時点）

項目	詳細	金額	備考
地価・ 事務所賃料等	工業団地(土地)購入価格 (1㎡あたり)	a.125 b.200～300	a.スバン・スマートポリタン工業団地（税・管理費別） b.EJIP工業団地（税・管理費別）
	工業団地借料 (1㎡あたり、月額)	a.3.7 b.6.5	a.スバン・スマートポリタン工業団地（税・管理費別） b.EJIP工業団地（税・管理費別）
	事務所賃料(賃料のみ) (1㎡あたり、月額)	a.12.78～15.34 b.26.20～28.54	a.Wisma Keiai（最低3年契約、保証金4カ月、税・管理費別） b.Energy Building（最低3年契約、保証金3カ月、税別・管理費込）
	市内中心部店舗スペース /ショールーム賃料 (1㎡あたり、月額)	a.57.52 b.41.54	a.コタ・カサブランカ（最低5年契約、保証金3カ月、税・管理費別） b.ガンダリア・シティー（最低3年契約、保証金3カ月、税・管理費別）
	駐在員用住宅借上料 (月額)	a.2,700（税・管理費込） b.2,952（税・管理費込）	a.スディルマン地区(南ジャカルタ)のサービスアパート、2寝室(150㎡) b.タムリン地区(中央ジャカルタ)のサービスアパート、2寝室(141㎡)
公共料金	業務用電気料金	月額基本料：－ 1kWhあたり料金：0.07	国営電力公社(PLN) 200kVA超の企業向け(ピーク時間を除く)
	一般用電気料金	月額基本料：－ 1kWhあたり料金：0.09	国営電力公社(PLN) 1,300～2,200VAの家庭向け
	業務用水道料金	月額基本料：4.42 1㎡あたり料金：0.80	水道公社(PALYJA) メーターサイズ1.25 インチの場合、使用料20㎡超の場合
	一般用水道料金	月額基本料：1.24 1㎡あたり料金：0.63	水道公社(PALYJA) メーターサイズ0.50インチの場合、使用料20㎡超の場合
	業務用ガス料金	月額基本料：－ 1㎡あたり料金：0.38	国営ガス公社(PGN)、天然ガス
	一般用ガス料金	月額基本料：－ 1kgあたり料金：1.13	国営石油プルタミナ、液化天然ガス(LPG)

(出所)JETRO資料(調査実施時期：2022年11月1日～2023年1月6日)より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 口座開設手続きは、会社設立時に準備する書類、および銀行制定書類の記入・提出で原則開設可能（具体的な手続きは各銀行窓口まで）
- 預金の種類は当座預金・普通預金・定期預金のみであり、他の資金運用手段に乏しい状況

一般的な口座開設手続

<一般的な銀行提出書類>

✓ 会社定款のコピー
✓ 法務人権省の認可証(MOLHR)のコピー
✓ 会社税務登録番号(NPWP)のコピー
✓ 会社登記証明書(TDP)のコピー
✓ 会社所在地証明書(Domicile Letter)のコピー
✓ BKPMの投資認可証のコピーor監督官庁の営業許可証・ライセンス
✓ 委任状(Power of Attorney)(必要性に応じて)
✓ サイン権限者の身分証明書のコピー：パスポート&KITAS(居住者)

留意点・預金種類等

<預金口座の種類>

預金種類	取扱通貨	備考
当座預金	ルピア	利息付利、小切手発行
普通預金	ルピア・外貨	利息付利
定期預金	ルピア・外貨	利息付利

<預金保護の対象>

- 当座預金、普通預金、定期預金、その他類似の属性のものは、預金保護の対象
- 預金保護は、1金融機関、1顧客につき20億ルピアまで

(出所)インドネシア金融サービス庁（OJK）資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- インドネシアにおける事業撤退の選択肢は、「株式譲渡」と「会社清算」の2通り
- 撤退に際する諸条件や各種リスク等を鑑み、撤退方法を決定する必要がある

撤退における主な検討事項と手続き



(出所)インドネシア会社法、BKPM資料などより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 会社清算(解散)の場合、発生事由は6つに規定されており、当該解散理由が発生した場合、清算人または管財人が清算を行うことが必要であり、会社はすべての清算事務を処理するために必要とされる場合を除き、法的な行為をなすことを禁じられる

会社清算(解散)事由

- ① 株主総会決議
- ② 定款に定めた会社存続期間終了
- ③ 裁判所決定
- ④ 商業裁判所の確定判決で破産が取り消されたが、破産処理費用が支払えない場合
- ⑤ 破産宣告会社が破産・負債支払猶予法の支払不能処理状態にある場合
- ⑥ 営業許可が取り消され、政令に従い、破産処理を行わなければならない場合

関連規制・留意点等

- ✓ 会社法ならびに定款に求められる手続き
 - ・ 1/4以上の株式を保有するJVパートナーがいる場合、パートナー対策が必要
- ✓ 債権・債務・資産の整理
 - ・ 親子ローンの債権放棄は現地会社の雑収入となるため、税務上の対応が必要
- ✓ 従業員・従業員組合対応
 - ・ 従業員と個別に解雇に関する双方の権利や義務について合意書を締結するなど、丁寧な対応が必要
 - ・ 労働組合がある場合は、事前協議を設定
 - ・ 退職金の計算方法は、労務省の法令に従うも、最終的には手当金額の多寡を巡る交渉となるケースもある
- ✓ 税務対応
 - ・ 税務当局に対し税務調査を依頼しても、実際に開始するまで数ヵ月以上かかるケースもあり、手続完了までに時間を要する

(出所)インドネシア会社法、BKPM資料などより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- 「条件付き事業分野リスト」に記載される対象業種は外資企業による出資が制限されているが、それ以外の事業分野については原則外資100%で出資が可能。なお一部条件付きで出資が認められている分野もあり、個別に確認が必要
- 2021年2月にオムニバス法の一環として規制対象分野が大幅に緩和された一方、2021年5月に最低資本金が25億ルピアから100億ルピアに引き上げられた

主な投資規制

外資比率規制

- ✓ リスト掲載業種(46事業分野)を除く事業分野は外資100%の出資が可能

最低資本金規制

- ✓ 外資企業の場合、資本金100億ルピア以上（引受資本=払込資本）

最低投資額規制

外資企業の場合、一般的にKBLI（業種番号）5桁ごとに土地建物を除く投資額合計が100億ルピア以上

- ✓ 統合型住宅・ビル開発を行う不動産開発会社については、土地建物への投資額を100億ルピアに含める
- ✓ 卸売業については、KBLI 4桁ごとに土地建物を除く投資額合計が100億ルピア以上

その他規制

- ✓ 最低株主数 2名(法人・個人いずれも可能)
- ✓ 株式保有率は株式の額面価格に基づき計算される(株式額面価格は各株主ごとに少なくとも1 千万ルピア)
- ✓ 外資企業は、規模の大小にかかわらず「大企業」に分類され、純資産100億ルピア以上もしくは売上高500億ルピア以上の条件を満たす必要がある

(出所)関係省庁ウェブサイト・JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2021年2月発表の「投資事業分野に関する大統領令21年第10号」により、従来ネガティブリスト形式で外資企業の出資が制限されていた事業分野が大幅に規制緩和された

主な規制変更分野

セクター	事業分野	旧規制 (2016年) 外資上限	新規制(2021年) 投資分野・外資上限
海洋・漁業	捕獲漁業	不可	投資優先分野 (Tax Allowance対象) ただし、水産加工業との一貫事業が条件 100%
エネルギー・鉱物資源	小規模発電 (1-10MW)	49%	投資優先分野 (Tax Allowance対象) 100%
	10MW 超の発電	95%	
防衛・警備	警備人材・設備・研修・コンサル	49%	100%
商業	スーパー (売場面積1,200㎡未満)	不可	100%
	デパート (売場面積400-2,000㎡)	67%	
	電気製品、化粧品、家具、宝石などの専門店	不可	
	一般ディストリビューター (卸売業)	67%	
	倉庫	67%	
	不動産仲介	不可	
	ビル清掃サービス	不可	

セクター	事業分野	旧規制 (2016年) 外資上限	新規制(2021年) 投資分野・外資上限
観光	旅行会社	67%	100%
	ケータリング	67%	
	ゲームセンター	67%	
運輸	陸上一般・特殊貨物輸送	49%	100%
	陸上路線旅客輸送 (路線バス等)	49%	
	陸上旅客輸送 (タクシー等)	49%	
	フレイトフォワード	67%	
情報通信	Eコマースプラットフォーム (投資額が1,000 億ルピア未満)	49%	投資優先分野 (Tax Allowance対象) 100%
労働	人材派遣	49%	その他すべての分野 100%
	職業訓練	67%	
	海外への人材斡旋	不可	
保健	メガネ店	不可	100%
	医療機器サプライヤー	49%	
	病院、 歯科等の専門クリニック	67%	

(出所)大統領令21年第10号より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 「条件付き事業分野リスト」に掲載される事業のほか、地場の中小零細企業等に留保されている事業等、引き続き外資企業による出資比率が制限される分野も残存
- 実際の運用は、BKPMによる投資規制のほか、各事業別の管轄省庁における規制もあわせて確認する必要がある

主な規制事業分野

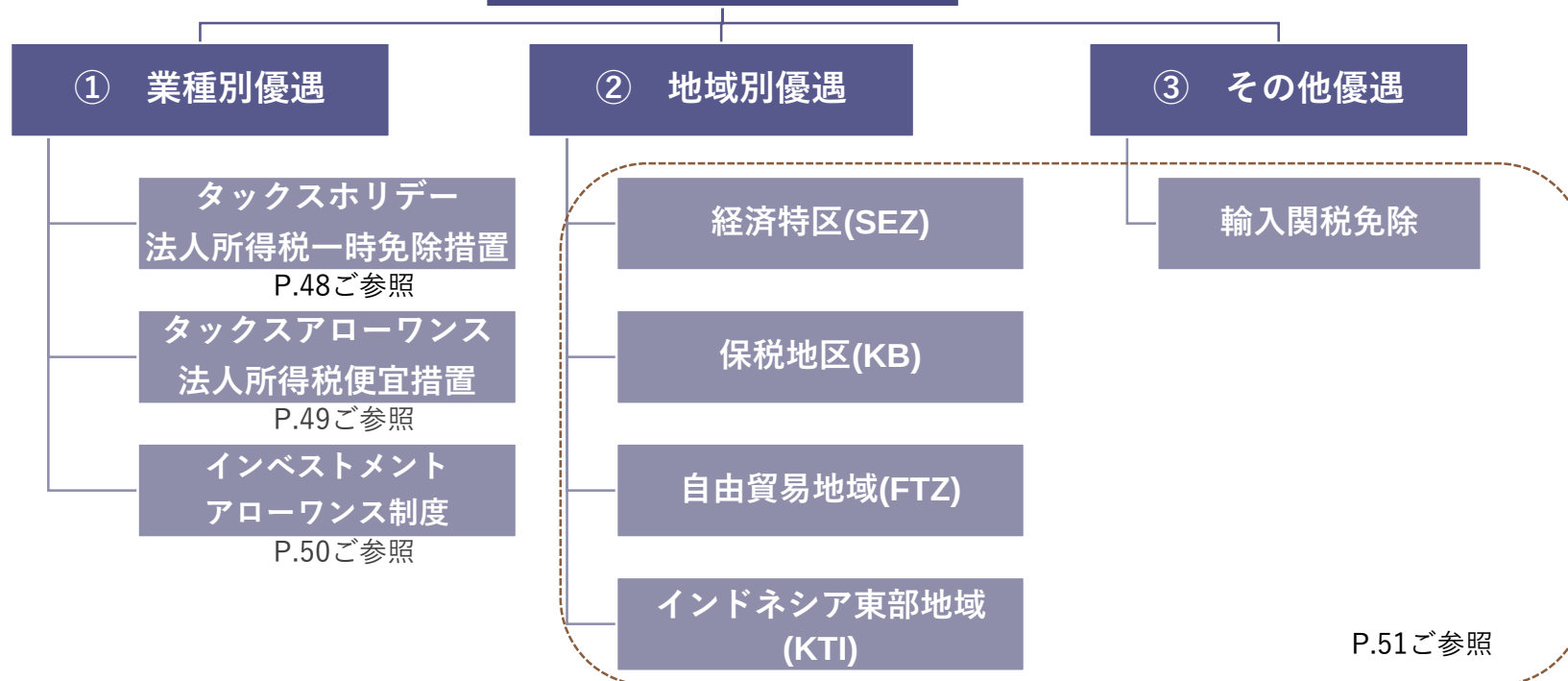
セクター	事業分野	外資比率	備考
エネルギー・ 鉱物資源	小規模発電（1MW未満）	不可	
公共事業	建設・建設コンサル（低・中度な技術、リスク、規模）	不可	
	建設・建設コンサル（高度な技術、リスク、規模）	67%	
工業	アルコール飲料製造	不可	内資ともに新規不可
商業	薬局・ドラッグストア	不可	
	ミニマート（コンビニ）	不可	
	スーパーやショッピングモール外の路面店の小売	不可	
	靴、飲料、米、パン、生鮮食品などの専門店	不可	
	ランドリー、床屋/美容室、仕立て、オフィスサービス（印刷等）	不可	
観光	二つ星以下のホテル、ゲストハウス等	不可	
情報通信	新聞、雑誌などのニュース発行（報道）	不可	既存法人は外資49%可
	民間放送局、ラジオ	不可	既存法人は外資20%可
運輸	航空・海上貨物輸送	49%	

（出所）大統領令21年第10号より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2021年2月発表の「投資事業分野に関する大統領令21年第10号」により、特にインドネシア政府が誘致を行いたい事業分野や特定地域への投資に対しては「投資優先分野」と位置付け、法人所得税の一時免除（タックスホリデー）や所得税免除措置（タックスアローワンス）、所得税控除（インベストメントアローワンス）等の優遇が付与されることとなった
- それ以外にインドネシアには多数の工業団地が設立され、進出企業に対する以下のような優遇制度が設けられている

投資奨励制度

外資企業に対する優遇制度



(出所)JETRO・JCIF資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

■ 「投資事業分野に関する大統領令21年第10号」により、投資優先事業分野に指定された分野のうち、主にパイオニア産業の18分野に対して、商業生産の開始より5年から20年にわたり、投資額に応じて法人税を50%または100%減額する便宜を供与できるとされている

パイオニア産業(18分野174業種)

- 1. 上流金属産業(鉄鋼・非鉄鋼)
- 2. 石油・ガス精製産業
- 3. 天然ガス・石炭の石化産業
- 4. 農業・プランテーション・林業をもととする有機基礎化学産業
- 5. 無機基礎化学産業
- 6. 医薬品原材料産業
- 7. 放射線、電気医療、電気治療機器の製造業
- 8. 半導体用ウエハー、LCD用バックライト、電気駆動装置やディスプレイなど、電子・テレマティクスの主要機器製造業
- 9. 機械向けエンジンの主要部品製造業
- 10. 製造をサポートするロボット用部品製造業
- 11. 発電機械の主要部品製造業
- 12. 自動車および自動車主要部品製造業
- 13. 船舶主要部品製造業
- 14. 鉄道主要部品製造業
- 15. 航空主要部品製造業および航空宇宙産業支援事業
- 16. 農業・プランテーション・林業加工産業
- 17. 経済インフラ
- 18. デジタル経済

付与条件と免税措置

主な条件	✓ パイオニア産業を運営する納税者 ✓ 財務省規定に関連する負債資本比率を満たした納税者 ✓ 少なくとも1,000億ルピア以上の新規資本投資計画があること ✓ タックスホリデー優遇措置の取得に関する認可が発行されてから1年以内に資本投資計画の実行開始を約束できること														
免税内容	規定年数を経過した後さらに2年間、投資額1,000億～5,000億ルピア未満で法人税額の25%、同5,000億ルピア以上で50%、減額便宜を与えることもある <table><tr><th>投資額</th><th>免税額（商業生産開始後）</th></tr><tr><td>1,000億～5,000億ルピア未満</td><td>5年間50%減額</td></tr><tr><td>5,000億～1兆ルピア未満：</td><td>5年間100%減額</td></tr><tr><td>1兆～5兆ルピア未満</td><td>7年間100%減額</td></tr><tr><td>5～15兆ルピア未満</td><td>10年間100%減額</td></tr><tr><td>15兆～30兆ルピア未満</td><td>15年間100%減額</td></tr><tr><td>30兆ルピア以上</td><td>20年間100%減額</td></tr></table>	投資額	免税額（商業生産開始後）	1,000億～5,000億ルピア未満	5年間50%減額	5,000億～1兆ルピア未満：	5年間100%減額	1兆～5兆ルピア未満	7年間100%減額	5～15兆ルピア未満	10年間100%減額	15兆～30兆ルピア未満	15年間100%減額	30兆ルピア以上	20年間100%減額
投資額	免税額（商業生産開始後）														
1,000億～5,000億ルピア未満	5年間50%減額														
5,000億～1兆ルピア未満：	5年間100%減額														
1兆～5兆ルピア未満	7年間100%減額														
5～15兆ルピア未満	10年間100%減額														
15兆～30兆ルピア未満	15年間100%減額														
30兆ルピア以上	20年間100%減額														

(出所)JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 特定の事業分野、特定の地域への既存企業の新規投資に対して、法人税に関する便宜が供与される。対象分野は産業分類コード（KBLI）ベースで、全国統一が166産業、特定地域限定が17産業
- 新規投資だけではなく、拡張投資にも適用できる

便宜措置の内容

1	課税所得の控除	投資額の30%を年5%ずつ6年間課税所得から控除できる
2	減価償却期間短縮(減価償却の加速)	通常の2倍の減価償却費を計上できる
3	外国への配当課税の減税	外国への配当にかかる税率を10%に軽減。ただし、租税条約で税率が10%以下の場合はそれを適応
4	欠損金繰り延べ期間延長	通常5年の欠損金繰り延べ期間を特定の要件を見なす場合、最大10年まで延長可

奨励業種（183業種）

【奨励業種A】	【奨励業種B】
- 食品調味料 - 繊維・衣料 - パルプ・製紙 - 工業用化学材料 - 薬品用化学材料 - ゴム - 磁器磚子 - 製鉄、鉄鋼 - 鉄以外の基礎金属 - 機械（タービン、コンプレッサー、製鉄機械、繊維機械など） - 発電機 - 電子・通信機器（フラッシュディスク、MP3、MP4、デジタルプレーヤー、プリンター、TV LCD、TVプラズマ、CCTVなど） - 陸上運輸（金属加工、四輪以上の車両とその付属品） - 造船とその修理	- 魚缶詰業 - 農産物加工 紙、段ボール梱包 - プラスチック梱包 - セメント・石灰工業 - 家具製造業 - 海洋漁業と魚加工

期間延長の条件

- ✓ 以下の条件を満たすごとに1年間延長
 - 工業地帯・保税地区での新規投資
 - 新／再生エネルギー分野での投資
 - 4年間継続して300人以上のインドネシア人労働者を雇用
 - 地域の経済・社会インフラに100億ルピア以上投資
 - 投資後2年目から国内原料を70%以上使用
- ✓ 以下の条件を満たすごとに2年間延長
 - 4年間継続して600人以上のインドネシア労働者を雇用
 - 総投資の5%について5年間開発費支出
 - 保税地域外に所在する企業が総売上上の30%以上を輸出

(出所)JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 大統領規程2021年10号（大統領規程2021年第49号で改訂）にて投資優先事業分野に指定された分野のうち45分野には、労働集約型産業向けの法人税軽減とグロス所得の軽減の便宜が供与される

対象事業	優遇内容
労働集約型産業への新規または拡張投資	- 土地を含む有形固定資産投資額の60%相当（商業稼働開始から毎年10%を6年間）のネット所得の軽減措置 - 対象事業は産業分類コード（KBLI）ベースで計45産業で、インドネシア人労働者を少なくとも300人雇用している投資
労働実習など特定の資格に基づく人的資源の開発や訓練のための研修を行う国内事業体	これらの活動に支出した費用の最大200%相当のグロス所得の軽減措置
研究・開発活動を行う国内事業体	研究・開発活動に支出した、特定の期間に認識した費用の最大300%相当のグロス所得の軽減措置

(出所)JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

■ 地域による優遇制度、その他優遇制度は以下の通り

優遇種類		主な優遇内容	対象エリア・産業
地域別 優遇制度	経済特区 (SEZ)	- 投資計画に応じて最大25年間にわたって約20～100%の減税対象 - 原材料の輸入に対する付加価値税が免除 - 原産地証明書取得手続の簡素化 - 経済特区に投資する外国人投資家は資産を所有し、居住許可を得る、など	✓ <u>12ヵ所稼働</u> - 加工業・物流業：Arun Lhokseumawe, Sei Mangkei, Galang Batang, MBTK, Palu, Bitung, Sorong , Kendal - 観光・クリエイティブ産業：Mandalika, Tanjung Kelayang, Tanjung Lesung, Morotai ✓ <u>7ヵ所計画中（2021年12月時点）</u> - 加工業・物流業：Batam, Gresik, Tanjung Api-api - 観光・クリエイティブ産業：Nongsa, Singhasari, Lido, Likupang
	保税區(KB)	- 輸入関税、付加価値税、奢侈品販売税等免除 - 製品加工のための保税区内外との取引において、付加価値税、奢侈品販売税免除 - 上限の範囲内(完成品50%、非完成品60%)で国内向け販売可能	特別区を最低単位として企業レベルで申請可能
	自由貿易地域(FTZ)	輸入関税、付加価値税、その他輸入にかかる諸税が免除	バタム島、ビンタン島、カリムン島、およびアチェ特別州のサバン島地域
	インドネシア東部地域(KTI)	- 土地・建物税の50%免除 - 最高8年間の欠損金の繰越 - 製品の最低65%を輸出する企業には、外国人雇用に際し、人数、滞在期間、就任する役員に対し便宜を供与	スラウェシ島(北スラウェシ州、ゴロンタロ州、中部スラウェシ州、西スラウェシ州、南スラウェシ州、南東スラウェシ州)
その他 優遇制度	輸入関税免除（マスタートリスト）	- 事業開始、拡大時の機械・物資・原材料の輸入関税免除 - 免税期間は2年間。ただし、製造業、かつ30%以上国産機械を使用する場合には4年間にわたり免除	対象分野は計246 分野。製造業、観光・文化、運輸・通信、公共医療サービス、鉱山、建設、港湾等の非製造業も含まれる 対象輸入品は、「国内でまだ製造されていない」、「製造されているが必要とする仕様を満たしていない」、「製造されているが必要とする数量に達していない」機械や物資、原材料に限る

(出所)JETRO・JCIF資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- インドネシアの現行の会社法は2007年に制定された2007年第40号法令であり、全161条で構成
- インドネシアに対する外国企業による投資活動を規定する最上位の法令は2007年第25号投資法
 - PMA(外国資本)企業設立時の最初の法的手続きは、投資省(BKPM)に対する投資基本許可申請と投資基本許可の取得

会社法の主な規制

会社形態

- ✓ 会社法上の会社は、株式会社(Perseroan Terbatas)を意味し、日本法における株式会社と同様、株主の責任は有限責任とされる
- ✓ 株式会社は「非公開会社」と「公開会社(Perseroan Terbuka)」があり、後者は「大会社(Perseroan Publik)」と「株式の公募を行う会社」に分類される(日系企業の多くが非公開会社の形態をとる)

株主

- ✓ インドネシアでは1人株主の株式会社は認められず、外国資本が100%出資可能な事業分野においても、**最低2名の株主が必要**
- ✓ 最低株主2名の関係性は問われず、日本の親会社とその代表取締役など、形式的に2名を揃えれば会社法上の要件は満たされる

定款

- ✓ 定款(Anggaran Dasar)に必要な記載事項は、日本法における定款とおおむね類似。会社法の規定に反しない限り、定款に任意の定めを置くことも許容

日本の株式会社との主要相違点

✓ 設立認可主義

- 株式会社は2名以上の個人または法人(以下、発起人)が、法務人權大臣の認可を得ることで設立
- 各発起人は、必ず会社の株式の一部を引き受けなければならない、したがって株式会社は設立時点から最低2名株主が存在

✓ 株式会社の機関

- インドネシアの株式会社の機関は、株主(総会)、取締役(会)、監査役(コミサリス)会※で構成される
- 各機関は、公開株式会社か非公開株式会社かなどの違いにより、その設置人数の要件が異なる

✓ コミサリス会※

- 取締役会による会社経営を監督し、取締役会に経営に関する助言を行う機関で、日本の監査役会に類似しているが、より強い権限を有する
- 会社法上、取締役と同様に、各コミサリス(監査役)も会社に対して善管注意義務を負い、違反したことにより会社に損害を与えた場合、当該コミサリスは個人として会社に対して損害賠償責任を負う

- インドネシアの場合、事業年度として黒字を計上している場合のみ配当の実施が認められるが、純利益のうち払込資本額の20%に達するまでの金額を法定準備金として積み立てる必要がある

配当規制

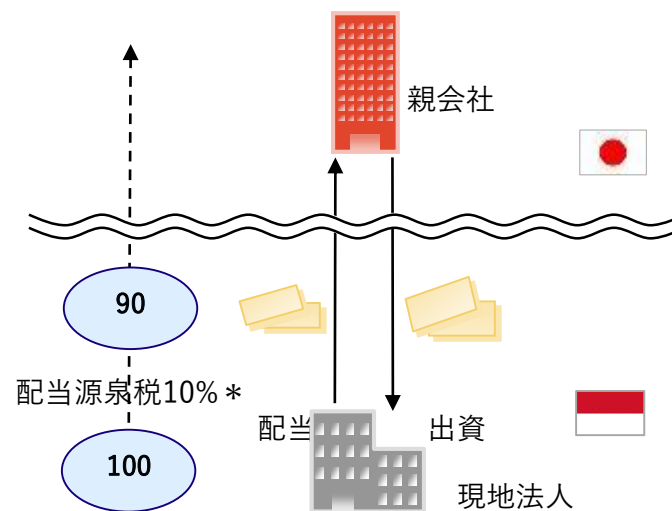
配当金

- ✓ 事業年度ごとに累積ベースで黒字を計上している場合、純利益のうち一定額(払込資本額の20%に達するまで)を法定準備金として積み立てる必要あり
- ✓ 純利益から法定準備金の積立額を控除した残額は、株主総会によってその処分が決議されるが、株主に対して配当として分配するのが原則
- ✓ 累積赤字計上の場合、その解消が求められ、累積赤字補填後も純利益が残る場合、法定準備金の積み立ておよび株主への配当などに使用することが許容

中間配当

- ✓ 特に定款で定めた場合に限り中間配当を行うことが可能
- ✓ 中間配当は会社の純資産額が払込資本額および法定準備金の合計額を下回らない限度で行う必要あり
- ✓ 中間配当を実施した結果、事業年度末時点で損失を計上することになった場合、株主は受け取った中間配当を返還する。中間配当を返還できない場合、取締役会およびコミサリス会が連帯して補填義務を負う

<配当時キャッシュフロー(日本親会社25%以上出資の場合)>



* 源泉徴収制度により、現地法人が預かった10%の源泉税を、翌月インドネシア税務当局に納付および申告

(注) 配当金の源泉税

- ・ 国内居住の個人に対する源泉税：10%
- ・ 国内法人に対する源泉税：免税
- ・ 外国(法)人に対する源泉税：20% (ただし租税条約が結ばれている場合は租税条約の税率に従う)
- ・ 日本へ配当する場合、日本インドネシア租税条約に基づき、出資比率25%以上：10%、出資比率25%未満：15%

※日本親会社への法人所得税

- 出資比率25%以上：配当金額の5%が課税対象
- 出資比率25%未満：配当金額全額が課税対象

(出所)JETRO資料・各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 為替管理の管轄官庁はインドネシア中央銀行。外国為替管理法という単一法はなく、中銀による「外国為替取引施行細則(HKPLLD)」を中心に、大統領令、財務大臣規定、中銀通達等により管理
- 変動相場制であり、インドネシアルピアはマイナー通貨であることから、オフショア（インドネシア国外）での取り扱いは原則禁止されている

貿易取引

貿易取引	輸入取引	- 日本を含む62ヵ国との取引について、L/C(ユーザンスを含む)、D/P・D/A、前払金、委託販売方式などの決済方法が可能 - 指定受領外国通貨は25ヵ国・地域。輸入決済に関しては通貨の規制なし - 輸入決済のための外貨については、輸入通関申告の月より3カ月目の末日までに、中銀へ報告することが義務付けられている
	輸出取引	- 輸出代金に関わる海外からの送金については、インボイス関連情報(目的コード、インボイス番号、インボイス金額)の受取銀行宛て通知が必要(インドネシア中央銀行規制No.21/14/PBI/2019ほか)。遵守されない場合、輸出者は中央銀行から輸出取引の停止措置を命じられる可能性あり - 輸出代金として持ち込まれた外貨は、輸出申告書(PEB)の登録後3カ月目の末日までに、国内の外国為替銀行を通じて受領が義務付けられている - 輸出申告書の金額が1万米ドル超あるいは相当額の場合、外国為替銀行を通じて輸出外貨を取得した翌月5日までに、輸出申告書の日付、税関コード番号、輸出申告書の登録番号、輸出業者の納税者番号(NPWP)などを外国為替銀行に届ける必要あり - 輸出代金の支払いがユーザンスL/C、Consignment、Open Account、徴収の方法で行われ、その期限が輸出申告書の登録後3ヵ月を超える場合、当該支払期限の日から14日以内に、国内の外国為替銀行を通じて輸出外貨を受領する必要あり - 輸出請求と輸出業者の債務の間でのネットティングにより、輸出申告書の価額に満たない輸出外貨を受領する場合は、<u>当該輸出活動にかかわる決済のネットティングのみが認められている</u>。ただし、輸出業者と輸入業者との間にネットティング契約があることが条件となる
	鉱物等輸出のL/C決済義務	- HSコード8桁ベースで鉱物13品目、石炭7品目、パーム油2品目の輸出にL/C決済の義務付けあり - L/Cに記載される価格は最低でも国際価格と同じでなければならない、L/C決済は国内の外為銀行で行う必要がある - L/C決済でなければ、サーベイヤーレポート(鑑定書)が発行されない
	天然資源輸出外貨の国内入金義務	鉱業、農園事業、林業、水産業から成る天然資源の輸出で得られる外貨については、2019年11月28日付中銀規定2019年第21-14号(No.21/14/PBI/2019)にて、国内の外為銀行の天然資源輸出外貨専用口座にPEBの登録月の翌月より3カ月目の月末までに入金することとされている

(出所)JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

貿易外・資本取引

貿易外取引	外国人や外国法人等との特定のルピア取引や外貨与信取引の禁止/規制	- 対象は国外の外国人・法人および国内の駐在員事務所 - 禁止される取引は、ルピア建てあるいは外貨建ての融資供与(シンジケートローン、クレジットカード、消費者ローン等は除く)、外国法人等により発行されたルピア建て有価証券の購入、ルピア建て本支店間請求、ルピア建て資本金払込み等 - 外国人が国内銀行に開設した口座にルピア建て給与を送金する等、特定の取引は例外だが、経済活動の種類を説明した書面の提出等が必要
	ルピアによる外貨購入規制	- 銀行が海外にいる非外国側(インドネシア人・法人など)へのルピア送金禁止 - 外国人等とのルピアに対する各種外貨売買デリバティブ取引は、個人取引ごと、各行の各売買デリバティブ取引のアウスタンディング・ポジションごとに額面で最高100万米ドル、あるいは相当額に制限 - 個人、銀行以外の法人、あるいは外国個人、外国法人、海外支店が国内の銀行にてルピアで外貨を購入する場合、1ヵ月間に1顧客あたり2.5万米ドル相当を超える外貨購入には、外貨購入が必要であることを証明する書類の提出が義務付け - ルピアによる外貨購入は投機目的でない取引に限定。特に1ヵ月間に1顧客あたり2.5万米ドル相当を超えるルピアでの外貨購入は、以下取引に限る a. 内国人の場合：物品・サービスの輸入活動、海外への医療費・海外のコンサルタント利用に対する支払いやインドネシアでの外国人雇用に係わる支払い等サービスの支払い、外貨建て債務の返済、海外での資産購入の支払い、ノンバンクの外貨取引事業活動、トラベルエージェントの事業活動、外貨建て預金 b. 外国人の場合：ルピア建て資産・投資の引き出し、債務者からの返済受領、キャピタルゲイン・クーポン・利息・配当などの投資からの所得等実際の交換では、1ヵ月間に1顧客あたり2.5万米ドル相当を超える外貨購入には外貨購入の必要性についての証明書類が必要
	ルピア現金の持出・持込規制	1億ルピア以上の国外持出は、中央銀行の許可、税関の真偽検査が必要 - 国内へ持ち込む場合は、税関の真偽検査が必要
資本取引	- 投資家は、外貨建て口座を通じて自由に資金を国内外に送金可能（2016年11月1日より、国外へ10万米ドル以上外貨送金する場合、中銀宛のエビデンスが必要） - 投資省(BKPM)から承認を得た外貨は、株式払い込み外貨をルピア建て資本勘定に計上するための換算レートが指定される - 税制上の優遇措置を受けている期間中の外国投資元本の本国への送金は許可が必要 - 本国の親会社など海外から借入れを行う場合は、インドネシア中央銀行(BI)に海外借入れ報告を行う義務がある	

(出所)JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2011年以降、インドネシア中央銀行は、インドネシア国内におけるルピア使用義務や、海外からの対外債務に関わる報告、為替リスクヘッジを義務化するなど、外国為替取引における規制を強化する動きがみられる

主な中銀規制

	内容	詳細
対外債務 規制	海外借入の中央銀行報告 (16/22/PBI/2014)	- 海外からの借入は、<u>インドネシア中央銀行へ報告義務あり</u> - 海外からの借入は、<u>1年超の長期、1年以内の短期とも、すべての借り入れにつき報告が必要</u> ✓ 毎年3月15日までに借入計画を報告 ✓ 毎年6月15日、12月15日までに、借入会社の財務情報を報告
	外貨建て対外債務の 為替リスクヘッジ (16/21/PBI/2014)	<u>外貨建て対外債務(親子ローンなど)を有する民間企業は、一定の通貨ヘッジ比率、流動性比率、外部格付取得を充足する必要がある</u>
通貨規制	ルピア使用義務 (17/3/PBI/2015)	2011年第7号通貨法により、<u>インドネシア国内における支払い目的の取引、金銭による債務履行、銀行への送金活動を含むその他金銭取引にはルピア使用が義務付けられている</u> - 事業者はルピアでの価格表示が義務付けられ、支払い手段に紙幣または貨幣を用いる現金取引のほか、小切手、チェック、クレジットカード、デビットカード、ATMカード、電子マネー等現金を用いない支払いメカニズム、手段を使用する非現金取引も、ルピア使用が義務付け

(注)インドネシアにおける外貨管理規制は、各機関からの通達、施行細則、大統領令などにより規制・改訂されており、上記は、最新の情報を保証するものではありません。最新の規制については別途ご確認ください

(出所)インドネシア当局公開の各種規定文書・JETRO「為替管理制度」より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 工業省、商業省、財務省関税総局、農業検疫庁により管轄される。貿易関連法の規制は、通関法、輸入一般規定、バタム島のシングルドキュメント通関、オンラインによる輸出入許認可供与、商業法、国内流通規程等がある
- 品目による輸出入港の制限もあるため、各品目ごとの規制について事前に要確認

輸入関連規制		輸出関連規制	
輸入禁止 制限品目	✓ 原則、中古品の輸入は禁止。輸入制限は、鉄鋼・鉄鋼製品、食品、アルコール、砂糖、塩など	輸出禁止 制限品目	✓ 輸出禁止品目：木材、ロタン、水産物、未加工の鉱石など ✓ 輸出制限品目：鉱物、パーム核、工業製品、エネルギー、農園作物、林産物など ✓ 規制品目輸出には、商業省国際貿易総局の許可が必要。品目により輸出港が限定される場合もある
輸入業者	✓ 輸入業者認定番号（API）および通関システムへのアクセス権として有効な事業基本番号（NIB）、事業許可取得が必要 ✓ APIは、一般輸入業者（輸入販売業）用の「API-U」と、資本財、原材料等を自社使用のため輸入する製造業者用の「API-P」があり、1社につき1種類しか取得できない	輸出業者	✓ 輸出業者は、関税総局へ登録し、通関アクセスとして有効な事業基本番号（NIB）をオンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて取得すると、通関登録完了と見なされる
輸入品	✓ 輸入品は新品が原則。ただし、法令規定や大臣権限等に基づき、大臣が個別に中古で輸入可能な品目を定めることもある	輸出品	✓ 輸出価格安定のため、商業省は一定期間ごとに指定品目の輸出標準価格を制定 ✓ 原産地証明には、特惠原産地証明と非特惠原産地証明があり、原産地基準、積送基準、原産地証明発行プロセスの規定が満たされた場合オンラインで発行
物品流通	✓ 外資ディストリビュータは小売業者への物品流が禁止、地場ディストリビューターを介する必要あり	輸出管理	✓ 輸出価格の審査、輸出検査、原産地証明書の発行、輸出承認、船積み前検査、検疫などの規定あり

(注)インドネシアにおける貿易管理規制は、各機関からの通達、施行細則、大統領令などにより規制・改訂されており、上記は、最新の情報を保証するものではありません。最新の規制については別途ご確認ください

(出所)JETRO資料等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- インドネシアにおける主要な資金調達手段は、①増資、②親子ローン、③現地借入(金融機関借入)の3種類
- いずれも実行可能であるものの、海外からの外貨建て債務については、規制対象となるため留意が必要

項目	①増資	②親子ローン	③現地借入(金融機関借入)
主な資金使途	・ 資金使途に特段の制限はなし	・ 資金使途に特段の制限なし	・ 経常運転資金 / 設備資金
利用通貨	・ IDR / USD建てに限定	・ 任意の通貨を設定可能 ・ ただし海外からの借入かつ外貨建ての場合 は対外債務規制に留意要(詳細P.54ご参照)	・ IDR / USD / JPY ほか
金額の目安	・ 特段の制限なし	・ 特段の制限なし ・ 負債資本比率規制(資本の4倍を上回る負債 に関連する費用は損金算入不可)に留意が必要	・ 経常運転資金 = 売上債権 + 原料・仕掛 品・在庫 - 仕入債務(基本的な算定式) ・ 設備資金 = 不動産、機械/設備の導入に要 する費用の範囲内
金利	—	・ 市場実勢レートと同水準 (移転価格税制 に則った、公平な取引条件を維持する為)	・ ベースレート(金融機関の調達コスト) + スプレッド(利払周期はベースレートに連 動)
期間	—	・ 任意の期間にて設定可能	・ 経常運転資金: 原則短期(1年以内) ・ 設備資金: 事業計画による(3～5年程度)
返済条件	※配当規制については、P.53ご参照	・ 特段の制限なし ・ 分割返済条件を付けず期限一括返済が一般 的	・ 資金使途や資金計画に順ずる
実行に 必要な手続	・ 株主総会の増資決議、議事録の公正証書化 ・ 法務人権省での定款変更/認証取得 ・ 増加資本を銀行送金、払込証明を取得 ・ 事業許認可統合電子サービス(OSS)にて投 資省(BKPM)へ増資申請/許可取得	・ 親会社とのローン契約書の締結 ・ 親会社側(IDR建て)、又は、インドネシア 子会社(IDR建て以外)で為替ヘッジの検討が 必要	・ 金融機関における所定の審査 ・ (必要に応じて)親会社からの保証差入に関 する調整

(出所)インドネシア当局公開の各種規定文書・JETRO等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(注) 1.会計・税務については一般論を記載。貴社における会計・税務処理については、会計事務所、税理士事務所へご確認願います

2.インドネシアにおける外貨管理規制は、各機関からの通達、施行細則、大統領令などにより規制・改訂されており、上記は、最新の情報を保証するものではありません
最新の規制については別途ご確認下さい

- 土地(一定の住居用の不動産を除く)の所有権を取得できるのはインドネシア国民と国有企業、国有機関に限られ、法人は外国資本・内国資本に限らず原則土地の所有権を取得することはできない
- 法人は所有権に代わる権利を土地に設定して事業に必要な限度において当該土地を利用する
- 外国資本企業に認められている権利は原則として、建設権、事業権、使用权の3つ

不動産の所有権制度

建設権	✓ 通称、HGB (Hak Guna Bangunan) ✓ 建物を建築・所有する為に必要となる権利 ✓ <u>外国資本企業はこの権利の所有が多い</u> ✓ 最長30年、延長は最長20年、さらに更新30年まで可
事業権	✓ 通称、HGU (Hak Guna Usaha) ✓ 農業・水産業・牧畜業・養殖業などの事業を行うために必要とされる権利 ✓ 最長35年、延長は最長25年、さらに更新35年まで可
使用权	✓ 通称、Hak Pakai ✓ 一般的に、外国政府機関のオフィスや公共施設の開発目的に政府より提供される権利 ✓ 最長30年、延長は最長20年まで、さらに更新30年まで可

外国人および外国資本に対する規制

- ✓ 外国資本企業は、インドネシアの不動産法制上、原則として内国法人と同様の扱いが保証される
- ✓ インドネシアに居住する外国人は、使用权が付された土地に限り、居住用住宅の保有が容認されている。ただし、インドネシアでの居住を中止する場合、1年以内に権利を譲渡する必要あり
- ✓ 外国企業は現地の住宅金融サービスの利用不可

不動産関連税制

所得税	• 土地・建物の権利を譲渡する場合、譲渡する側に権利譲渡にかかるみなし利益に関して所得税が発生する • 税金は譲渡総額（課税標準）の2.5%と規定
不動産取得税	• 課税対象取得価額（NPOP）は、実際の市場取引価額、もしくは土地建物の不動産課税評価額（NJOP）のどちらか高い価額 • 特定の取引での税額は、対象となるNPOPから課税免除価額を差引いた金額に、税率（5%）を適用して決定される
土地・建物税	• 政府発表の土地標準価格(NJOP)に応じて課税基準額が決まる

- 首都移転構想は、ジャカルタおよびジャワ島一極集中からの格差是正、ジャカルタ首都圏の交通渋滞・大気汚染の改善、および洪水・地盤沈下対策等を目的として持ち上がったもの
- 首都移転費用は約300億米ドルと試算されており、中央政府が一部を拠出する方針を表明しているが、それ以外は官民共同パートナーシップ（PPP）や民間資金で賄う計画であり、多額の資金を調達できるかが課題
- 2022年1月、新首都の候補地や機能、名前「ヌサンタラ」に関する法案が可決され、移転計画を本格化する見通し
- 一方、移転完了まで25年以上の超長期プロジェクトであることから、今後政権交代や経済情勢により計画が変更される可能性もある



新首都「ヌサンタラ」の概要

所在地	東カリマンタン州。現首都ジャカルタとの距離は約1,200km（ジャカルタから最寄りのスピンガン空港まで約2時間）
総面積	総土地面積25万6,142ヘクタール 都市部5万6,180ヘクタール
コンセプト	フォレストシティ（面積の75%が緑地） スポンジシティ（土壌流出の最小化） スマートシティ（デジタル技術を最大活用）
開発期間	2022年～2045年
開発予算	総額486兆ルピア（約310億米ドル）
法的手当	2022年1月 新首都法が国会で可決 2023年10月 新首都法改正案が国会で可決 （新首都開発を加速させるべく、ヌサンタラ首都庁の権限強化、事業使用权など土地に関する規定、予算と物資の管理等を規定）

- 新首都ヌサンタラの開発は、4フェーズに分けて行われる。最初のフェーズでは、政府官庁エリア6,600ヘクタールの開発を中心に、道路等のインフラ整備、病院や五つ星ホテルの建設が予定されている
- 各種インセンティブにより投資を募り、先端技術を用いることで、再生可能エネルギー100%、スマートシティを実現。将来的に世界でも有数の競争力ある都市をめざす

初期移転



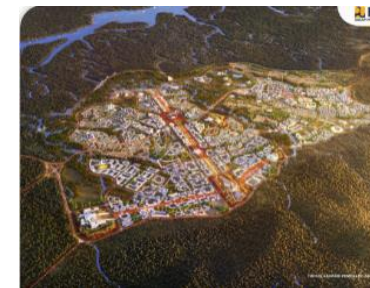
ヌサンタラを 中核地域へ発展



インフラ・エコシステムの 構築



世界有数の都市へ



2022-2024

- 道路、水道、電気等、最低限のインフラ整備
- 大統領府等の政府機関、公務員宿舎の移転
- 2024年8月 独立記念式典をヌサンタラで実施予定

2025-2035

- 政府機関の移転完了
- イノベーションセンター、経済センターの建設
- 優先経済分野へのインセンティブ実施
- ヌサンタラにおけるSDGs目標を達成

2035-2045

- 3都市（ヌサンタラ・バリクパパン・サリマンダ）のインフラとエコシステムを構築
- 優先経済分野の直接投資先1位となる
- 東南アジア主要観光地でトップ5入り

2045-

- 世界で最も住みやすい都市トップ10入り
- ネットゼロ・エミッションの達成
- 世界初となる、再生可能エネルギー100%を達成した人口100万人以上の都市

- 首都移転費用の多くを民間、特に外国人投資家から得ることを期待するインドネシア政府は、ヌサンタラへの投資を促進するため、外資規制の緩和や税優遇策等の各種インセンティブを付与することを想定

財政インセンティブ

タックスホリデー

- ・ 下記(i)～(iii)の事業について100億ルピア投資した投資家に対し、最大30年の法人税免除
 - (i) 公共・インフラ
 - (ii) 経済成長（ショッピングモールの建設・EV充電ステーション等）
 - (iii) その他政府が定める事業

- ・ 本社、地域事務所を新設・移転した事業者に対する2045年までの法人税減免

金融セクターへの最大25年間の法人税減免

研究開発、技能実習等の人材育成を行う事業者に対する2035年までの税額控除

特定の商品、サービスへの付加価値税免除

輸入関税の免除

非財政インセンティブ

外資規制の緩和

- ・ ネガティブリスト掲載の規制業種であっても、外資規制（出資比率規制）が適用されない
- ※ただし、一部の業種については、内資の中小零細企業との協業が求められる

外国人労働者の雇用に関する規制の緩和

- ・ 通常2～5年が有効期限である労働許可証が10年有効
- ・ 外国人労働者利用補償基金(DKP-TKA)の免除

土地に関する権利

- ・ 建設権：（通常30年）→最長80年（さらに80年延長可）
- ・ 事業権：（通常35年）→最長95年（さらに95年延長可）
- ・ 使用権：（通常30年）→最長80年（さらに80年延長可）

- 日本においては、政府高官レベルでの対話は重ねているものの、民間企業からの具体的な動きは現状乏しく、様子見の状態が続いている
- 韓国企業やアメリカ企業を中心に、各国・地域はスマートシティ分野を中心に投資体制の構築を進めている。同分野へのインドネシア政府の投資ニーズが高いことが見てとれる

各国・地域の団体・企業の動向

時期	国・地域	団体・企業	内容
2022年8月	韓国	LG CNS	スマートシティ基本計画策定のコンサルティング会社を選定
2022年11月	韓国	現代自動車	次世代モビリティのエコシステム確立に向けた協業覚書
2023年5月	日本	UR都市機構	新首都庁と、首都移転に関し情報交換する旨の覚書締結
2023年5月	日本	JICA	新首都開発への協力に関する覚書を新首都庁と締結
2023年6月	シンガポール	クオンタム・パワー・アジア	太陽光発電事業への投資を表明
2023年8月	中国	紅獅控股集团	東カリマンタンにセメント工場を新設
2023年9月	アメリカ	マリオット・インターナショナル	地場大手不動産と組み、3軒のホテルを建設すると発表
2023年10月	韓国	サムスン物産	新首都を含むスマートシティ開発協力を目的に地場不動産大手シナルマスグループと覚書締結
2023年11月	アメリカ	マイクロソフト	新首都のDX推進に向けて、新首都庁と覚書締結
2023年11月	韓国	KT	国営通信テレコム・インドネシアとスマートシティ開発に向けた覚書締結
2024年1月	中国	中国中車	新首都で導入を予定する自動運転鉄道交通に対し、1編成を提供すると発表
2024年3月	アメリカ	米国貿易開発庁	新首都開発に250万USDを支援すると発表
2024年3月	日本	NEC	新首都のスマートシティ開発に向けて地場通信大手Telkom Indonesiaと覚書締結
2024年3月	シンガポール	セムコープ・インダストリーズ	大規模太陽光発電・電池電力貯蔵システムの開発計画を発表

- 開発コンセプトの1つである「スマートシティ」に関し、行政や交通、モビリティ等の領域において、外国企業と協同で先進技術の開発・活用を進めている

①空飛ぶタクシーの研究開発

- 2023年8月インドネシア政府は、2024年8月にヌサンタラで開催予定の独立記念式典よりも前に、空飛ぶタクシーの実証を行うと発表
- 米ボーイング子会社で、空飛ぶタクシー（eVTOL）を発表したウィスク・エアロとの協議を開始し、2024年2月には韓国航空宇宙研究院・現代自動車（韓国）と共同で、国内2空港において導入に向けた立地調査を実施。空飛ぶタクシーの概念実証のためのデータ収集などを行った



開発が進む空飛ぶタクシー

②自動運転鉄道

- 新首都開発の一環として、レールを使わずに道路を自動走行する自動運転鉄道交通「ART」を首都移転計画の当初から計画
- ARTは、レールを使用せず道路上のマーカー等を活用して、バッテリーで走行する環境に配慮した新しい技術の交通機関
- 中国の大手車両メーカー、中国中車がART導入に向けて車両を提供すると発表。概念実証実施に向け日程の調整が行われている



中国で走行している中国中車のART

- インドネシアは2021年に、脱炭素をめざした長期低排出発展戦略（LT-LEDS）を国連に提出し、2060年までにカーボンネットゼロをめざすと発表。現在は産業発展政策「Industry4.0」等にて自国産業の拡大を掲げながら、土地の効率的利用やエネルギー分野を中心とする開発計画を立案中
- 脱炭素関連事業は政府と国営企業が中心となり、中国や韓国企業をはじめとした外国企業と連携し推進。メインとしてはニッケル産出をいかしたバッテリーからEV車両に至るバリューチェーンの構築や、再エネ発電容量の拡大がキートピック

個別産業における主な脱炭素政策

配電・発電	・脱石化・再エネ導入目標設定 ・発電に対する炭素税導入予定
自動車製造	・BEV国内生産目標100万台（2035） ・蓄電池支援、EV部品国産化
食品製造	・生産設備向上でのフードロス削減目標
農業	・農業部門のGHG削減計画 ・再エネ、デジタルの利用等計画
建設	・建物のグリーン化基準・規則策定
鉱業	・二酸化炭素回収関連政策立案中

地場企業の脱炭素取り組み例

企業名	主要事業	主な取り組み
PLN (国営電力)	発電、電力供給	・再エネ発電の容量を増加 ・EV充電インフラ（充電ステーション）の設計、運営
Pertamina (国営石油)	石炭と原油の開発・販売	・バイオ燃料の製造を開始 ・EVバッテリー製造に参入
Pupuk Indonesia (国営肥料)	尿素、アンモニア等肥料製造	・三菱商事とグリーンアンモニアの研究
Astraグループ (地場大手財閥)	自動車製造中心	・パートナー（トヨタ、ホンダ等）と共にEV車種を開発
Sinar Masグループ (地場大手財閥)	紙パルプ、不動産、農業等	・スマートシティの開発 ・森林保全の施策を策定 ・バイオ燃料の製造
GoToグループ (民間大手IT企業)	配車サービス、ECサイト運営	・2030年までに保有車両を100%EVに切り替える目標を掲げる

(出所)各種公開資料、各社ウェブサイトより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2024年大統領選が2月14日に行われ、3月20日に正式結果が発表。プラボヴォ・ギブランペアが58.6%の得票率にあたる9,621万票あまりを獲得し当選
- プラボヴォ氏はジョコ政権の政策の承継を掲げており、鉱物資源の禁輸や雇用創出等、現政権の主要政策は維持されとの見通しだが、ポピュリスト的な公約も掲げていることからナショナリズムの進行、また財政規律の乱れによる中長期的なクレジットの毀損には留意要
- ただし、実際の政策への影響は連立政権の構成や閣僚の人選、およびジョコ大統領の退任後の影響力の大きさによるところが大きい。また、経済財政政策を担う財務大臣は、経済分野の技術官僚出身者が任命されることが多く、新政権が前例を踏襲すれば、経済財政政策の継続性は当面保たれると考えられる

プラボヴォ新政権の予想される政策スタンス

鉱物資源の輸出規制	■ 資源ナショナリズムの動きが加速 ・ 既に実施されているニッケル、ボーキサイトの未加工鉱石の禁輸に続き、銅・鉄鉱石・亜鉛・鉛などの禁輸も予定されている ・ プラボヴォ氏は選挙期間中、高付加価値化を植物・海洋資源等にも広げて推進すると主張しており、禁輸対象が広がる可能性 ■ 日本への影響が予想されるのは約10%をインドネシアから輸入している銅鉱石であるものの、代替調達先の確保が可能な範囲に留まる ■ 川下産業への投資誘致による鉱工業の高付加価値化が目的だが、効果が見込まれるのは、インドネシアが高いシェアを持ち、かつEV向けバッテリーの原料としての需要が拡大しているニッケルのみ。他は精錬所等の産業基盤の不足により、効果に懐疑的な見方が多い
財政政策	■ ポピュリスト的な公約の下、財政支出を拡大 ・ 給食無償化、国立大学無償化 ・ 妊娠中の女性への食糧無償配布 ・ ブルーカラー労働者に対する交通費補助 ・ 公務員給与増額 ■ 一方、具体的な歳入拡大策はなく、財政赤字が拡大する恐れも
外交政策／対中政策	■ 米中バランス外交は維持 ■ 南シナ海の管轄権を巡っては、中国に対してより自国の利益を追求するが、現実的に対応 ■ 経済面では貿易投資における中国依存は続く見通し（鉱業の川下産業への投資など）

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

◆ インドネシアみずほ銀行
PT Bank Mizuho Indonesia

所在地	Menara Astra, 53 rd Floor, Jl. Jend Sudirman Kav 5-6 Jakarta 10220
代表電話	+62-21-5091-0888

◆ MHCTコンサルティングインドネシア
PT MHCT Consulting Indonesia

所在地	Menara Astra 23 rd Floor, Jl. Jenderal Sudirman Kav 5-6 Jakarta 10220
代表電話	電話:+62-21-5085-1880、FAX:+62-21-5085-1884

- みずほ銀行は2013年2月、Bank Negara Indonesia(BNI)と事業提携に関するMOU(覚書)を締結
- BNIが有する国内全土を網羅するネットワークの活用や、ビジネスマッチング先の紹介、リテールバンキングサービスの利用等、幅広い分野での協働が可能となった

Bank Negara Indonesia(BNI)の概要

- Bank Negara Indonesia(BNI)は資産規模で国内第4位の国営銀行
- 1996年に国営銀行では初めて上場を果たす
- 国内支店網は約1,500拠点、ATMは約19,000台
- 国営企業を中心とした優良地場企業の顧客基盤を持つのが特徴
- インドネシアの国営銀行として唯一東京に拠点を保有
- 証券事業のBNI Sekuritasは日系SBI証券と提携し、2011年に一部の株を同社に売却
- 2022年2月に中堅地場銀行Bank Mayoraを買収し、デジタル銀行への参入を発表

<みずほ>としてのサポート

①流動性資金に関する協業

⇒ <みずほ>が持つドルとBNIが持つルピアを相互に融通

②資金管理サービスの協業

⇒ BNIの広範なネットワークを活かしたキャッシュマネジメントサービスの提供

③日系顧客向けリテールビジネスの協業

⇒ 給与受取口座やクレジットカード等、リテールバンキングサービスの提供

④クロスボーダーM&A/ビジネスマッチングの協業

⇒ <みずほ>顧客が持つ投資ニーズと、BNI顧客が持つ投資受入ニーズをマッチング

⑤BNI顧客への情報提供サポート

⇒ BNIは顧客に対して、<みずほ>のグローバルネットワークを活用した情報提供が可能に

- みずほ銀行は2006年8月、インドネシア投資省（Kementerian Investasi/BKPM）と日本企業の投資促進に向けた相互協力に関するMOU(覚書)を締結
- 投資セミナーの共催等、過去協業実績が多数あり。BKPM日本事務所との連携により、日本サイドにおける投資サポートも可能

BKPMの概要

- 正式名称：Kementerian Investasi /
Badan Koordinasi Penanaman Modal
- 和文略称：投資省
- 業務内容：外資、内資の投資案件の許認可書発給
および関係省庁との調整業務
(石油・ガス・金融除く)
- 所在地：Jl. Gatot Subroto 44. Jakarta, Indonesia
- 日本事務所：東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル

<みずほ>としてのサポート

- ・ 日本人アドバイザー(ジャカルタ駐在)のご紹介、
面談アレンジ
- ・ BKPM事務方担当者の紹介、面談アレンジ
- ・ 一般照会事項の確認
- ・ 会社設立までの一般的業務フローのご説明
- ・ コンサルティング会社、各種専門事務所ご紹介
(法務、税務、会計、労務等)

© 2024 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

